

平成20年3月第9回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成20年3月6日第9回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 番 小 野 一 雄 | 2 番 熊 澤 勇 |
| 3 番 鞠 子 幸 則 | 4 番 相 澤 久 美 子 |
| 5 番 渡 邊 健 一 | 6 番 高 野 孝 一 |
| 7 番 宍 戸 秀 正 | 8 番 安 藤 美 重 子 |
| 9 番 鈴 木 高 行 | 10 番 平 間 竹 夫 |
| 11 番 佐 藤 ア ヤ | 12 番 佐 藤 實 |
| 13 番 山 本 久 人 | 14 番 熊 田 芳 子 |
| 15 番 安 田 重 行 | 16 番 永 浜 紀 次 |
| 17 番 高 野 進 | 18 番 島 田 金 一 |
| 19 番 安 細 隆 之 | 20 番 岩 佐 信 一 |

○ 不応招委員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	菊 池 秀 治	企画財政課長	森 忠 則
税務課長	菊 地 良 典	町民生活課長	岡 元 継 男
保健福祉課長	佐 藤 仁 志	産業観光課長	三戸部 貞 雄
都市建設課長	阿 部 信 一	上下水道課長	古 積 敏 男
会計管理者兼会計課長	水 野 孝 一	教育長	鈴 木 光 範
学務課長	齋 藤 良 一	生涯学習課長	遠 藤 敏 夫
農業委員会事務局長	三戸部 貞 雄	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	議会担当理事	渡 辺 光 一
書記	丸 子 城		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、18番島田金一議員から遅刻の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番 高野孝一議員、
7番 宍戸秀正議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

11番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔11番 佐藤アヤ君 登壇〕

11番（佐藤アヤ君） 11番 佐藤アヤです。

私は、2点について質問をいたします。

1番目として、妊婦健診の助成拡大についてであります。

本町では、胎児と母親の健康状態を診断する妊婦健診について、母子手帳交付時に2回分の妊婦無料健診の助成を行っております。

少子化対策として、妊婦出産の安全確保の観点から助成制度を拡充する必要があると考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

平成20年度の施政方針で、町長は、少子化対策として子育て支援の充実を図るため並びに経済的理由などから健診を受けられない妊婦を減らし、妊娠から出産まで

のリスクを軽減するために検査を受ける一般健康診断経費を、従来の2回分から5回分まで助成を拡大するという施政方針を示しました。ありがたいことだと思っておりますけれども、具体的にどのようなことを考えておられますかご見解をお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それでは、お答えをいたします。

現在、亶理町では、妊婦健康診査2回分の無料の助成を実施しております。しかし、産科の医療機関が県内で少ないため、県医師会の協力により、広域化で統一した内容で妊婦健康診査の充実に努めておるところであります。

また、現在、宮城県子ども家庭課母子支援班が中心となり、県内の妊婦健診について県医師会と協議を重ね、国が示しておりました妊婦の健診内容・健診回数に合わせた宮城県内統一の妊婦健診事業がまとまったところでございます。

本町においては、いち早く少子化対策として、子育て支援の充実強化を図ることと、経済的理由などから健診を受けない妊婦を減らし、妊娠から出産までのリスクと軽減を図るため、ただいま佐藤議員からお話のとおり、当初予算施政方針の中で、今までの2回から5回までの無料助成を拡大するため、新年度予算として、5回分で必要経費額 1,201万 6,000円を計上させていただいたところであります。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 無料が5回ということで、仙台市では10回まで負担を軽減という、そういう内容で新聞に掲載されておりましたけれども、この内容を見ますと、1回分が1万 3,000円で、あともうほかは 4,000円から 5,000円の助成をするという内容であります。亶理町の今回無料5回をしたということは、金額的には、大体仙台は1人に対して5万円 8,000円の助成をするということですが、亶理町は5万30円の予算なのかなと思っております。そういう部分では、5回とも無料だということは、妊婦にとってありがたいのかなと思います。10回の方がいいかなと思ったんですけれども、10回の補助を受けても、4,000円、5,000円では足りないことが多々あります。そういう部分で、5回きちっと無料にさせていただけるということは、大変にありがたいことだと思っております。

それで、内容的な部分でお聞きしたいんですけれども、県の医師会と委託契約を

して、広域的に受診が可能になるということですがけれども、県内の医師に限るのでしょうか。例えば、ふるさと出産とかといって、県外で出産される場合はどうなのでしょう。

あと、もう一点、4月1日から施行されますけれども、例えば2月に母子手帳、3月に母子手帳を交付された妊婦の方の対象はどのようになるのでしょうか。その点もあわせてお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま亶理町におきましては、5万30円ということでございます。

そこで、仙台市については、新聞では10回でありますけれども、金額にいたしますと5万8,000円、さらには、それ以上の回数をやるところ、一番多いのが七ヶ宿の14回のごとでございます。しかし、妊婦そのものが恐らく20人ぐらい、人口が1,800人の中の妊婦となると20人ぐらいかなと思っておるわけでございます。そしてまた、少ない市町村につきましても、市関係が回数と金額が少ないと。亶理町みたく5万円300円の無料助成は、県内36のうち27市町村が、県と調整をとりながら実施したということをご理解を願いたいと思います。

さらには、この県のお医者さんだけかということでございますけれども、宮城県はもちろんのこと、福島県とも連携を図りながら、これらについての妊婦健診を受けてまいりたいと思っておるところでございます。

亶理町の現在の予算措置、先ほど申し上げました1,201万6,000円については、240人ほど想定をしております。これがふえればふえるほど、予算措置をさらに追加をして対応してまいりたいと思っておるところでございます。

2月、3月の認定そのものについては、担当課長の方から、具体的内容でございますので説明をさせます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 事前に母子健康手帳を交付された方々の対応につきましては、現在、4月号の「広報わたり」の方にそれらを詳しく、1ページにわたって掲載を今準備をさせていただいております。そういうことから、3月までに妊娠届けをされて、手帳を取得した方に関しての該当者の方には、ダイレクトで通知を差し上げるということで、この3月定例議会が終わり次第、そういうふうな対応をしたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） それでは、安心して出産ができるという方向に向かっていると思います。

それで今、課長の方からも、4月の広報1ページを使って周知をするという、そういうご答弁をいただきましたけれども、ぜひ母子手帳の交付時と、それからいろんな部分で周知をしていただきたいと思います。これから出産を迎えられる若い方たち、5回、5万円の助成をしてもらえるということは、本当にありがたいことだと思っております。私は、もっともっと拡充をお願いしたいと思っておりますけれども、第一弾目としてまず5回分、実現できたことはうれしいと思います。

そのほかにも、役場の前にもマタニティマークとか、あとマタニティの携帯のストラップとか、いろんな部分で妊婦の方に優しい町だということを、もっともっとアピールしていただけるといいのかなと思います。あわせて広報に、そういう部分でも掲載をお願いしたいと思います。

次に、2点目に入ります。

公共施設へのバリアフリー化についてご質問いたします。

国では、平成22年までに、1日当たり乗降客数5,000人以上の駅について、すべてバリアフリー化を推進する予算を立てております。

亘理駅のエレベーター等の整備は早々に設置すべきだと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

鉄道駅のバリアフリー化についてということでございますけれども、亘理町には、駅は亘理駅、そして南には浜吉田駅、北の玄関口ということで逢隈駅、三つの駅あるということでございます。

さて、今お話しのとおり、平成18年12月に改正されましたバリアフリー法及び関係政省令において、1日当たり平均利用者数5,000人以上の駅のうち、高低差が5メートル以上の駅について、平成22年度までに、鉄道事業者が駅舎にエレベーター等を設置すること等、「移動円滑化基準」と言われますいわゆる公共交通機関を利用する高齢者あるいは身体障害者等の移動にかかわる身体の負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性の向上がされるよう、国から努力義務が課せられた

ところであります。

ご質問にありました亘理駅につきましては、J R 東日本に1日当たりの平均乗降者をお聞きしたところ、平成18年度の実績では、5,000人を若干下回っていると。乗降客は4,822人と、5,000人を若干下回っているようでございますが、本町におきましては、亘理駅を管理しておりますJ R 東日本仙台支社と、これまで駅舎のバリアフリー化にかかわる打ち合わせを3回ほど行っております。

具体的な協議内容をご説明申し上げますと、現在、二つの案で協議しているところでございます、1案、2案と。

まず、第1案といたしましては、既設の乗りかえ跨線橋を改築し、上下ホーム1基ずつ、合計2基のエレベーターを設置する案で、この案については、J R 東日本で、交通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度という補助事業による事業を進めるものであり、補助率については、国が3分の1、そして地方公共団体が3分の1、そして鉄道事業者、J R 関係ですけれども、3分の1の事業でございますけれども、地方公共団体3分の1そのものについては、県及び市町村の負担割合であります。ほかの県内の施設の中で、このバリアフリー化したわけですけれども、県の財政が厳しいという理由から、県では一銭も出していないのが実態のようでございます。そういうことから、この3分の1の事業費は、市町村負担、亘理町負担ということになるかと思えます。

そういうことで、仮に事業費が1億8,000万円であれば、亘理町の分が3分の1ですから6,000万円という膨大な事業投下をしなければ……。本来ですと、県の方で3分の1の半分を出してもらおうと、3,000円でこの駅舎バリアフリー化ができるのではなかろうかと思っておりますけれども、いかんせん県の財政が厳しいということで、県の負担はしていないというのが現実のようでございます。

第2案といたしましては、ご案内のとおり、第4次亘理町総合発展計画の事業計画にも位置づけられております亘理駅の駅舎改築とあわせてエレベーターを設置する案で、駅舎改築計画の中で施設のバリアフリー化を検討していくものであります。

いずれにいたしましても、今申し上げました2つの案については、整備内容、負担割合、整備時期などにつきましては、国土交通省、J R 東日本、町により、今後緊密な整備に関するスケジュール調整が必要となりますので、町といたしましては、今後とも事業実施者でありますJ R 東日本と協議を重ねてまいりたいと考えて

おります。

改めて申すまでもなく、町内にありますJR3駅につきましては、公共交通機関の結節点として多くの町民の方々に利用されております。

そして、高齢者や身体障害者など、いわゆる交通弱者と言われる方々にとりましては、鉄道利用に苦勞する、あるいは利用できない状況が、結果として交通弱者の外出する機会をはばむ一因となっておることとっております。町といたしましても、福祉の観点から、今後、JR東日本と検討を重ねてまいりたいと。そのためには、やはり事業費の問題、町の財政等の問題も十分勘案しなければならないとっております。

なお、先日、JR東日本仙台支社の方に参りまして、支社長初め総務部長、企画部長、整備課長、各部長さんが出席された中で要望活動を実施してまいったところでございます。その中で、平成20年度中に亘理駅の外部塗装、少し汚くなっておりますので、外部塗装をぜひさせていただきたいということで、向こうの方でもこのDC、デスティネーションキャンペーンに向けて、やはりきれいな亘理駅にしたいというよりよいお話を聞いてまいったところでございますので、ご報告いたしたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今、第1案のお話の中で、国が3分の1、それからJRが3分の1、あと町なり県なりが3分の1という話で、県の財政状況を見ていたんでは、まずいつまでもできないというような、私はそういう感じがいたします。

そういう中で、亘理町の駅を利用されている方を見ると、病院に通院されている方も大分いらっしゃるように思います。そして、階段を上りながら、ところどころで休みながら、本当に一呼吸をしながら歩いている状況をたまたまお見受けすると、エレベーターの設置は本当に不可欠かなと、そういうような思いがします。思いやりの亘理町、本当に1億8,000万円かかるのかどうか私はわかりませんが、そういう部分で、しっかりとエレベーターは早々に設置していただきたいと思っております。

そしてまた今、町長からもお話しのとおり、20年10月から始まる宮城デスティネーションキャンペーンが開催されますけれども、亘理駅は、もう亘理の玄関ではないかと思っております。そういう部分でも、亘理の駅におりられて、そしてやっぱり、も

ちろんペンキできれいに塗られた駅舎はきれいですがけれども、エレベーターが設置してあるかないかという、そういう部分は本当に大事な玄関としての役割を果たすのではないかと思います。

仙台からずっと来まして、もう常磐線に入ってからエレベーターが設置されていないんですね。東北本線は、もうあらかじめエレベーターが今設置してあります。そういう部分で、亘理は、3駅合わせて、亘理駅は5,000人まで行かないかもしれませんが、亘理のお客さんは、もう5,000人以上JRを利用されていることは間違いありません。そういう部分で、県に要望なりをもうちょっと強くしていただくとともに、亘理駅の部分、町でも、もうちょっとエレベーターの早々の設置に向けてもう一度再検討されてはいかがかと思いますけれども、もう一度ご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、佐藤議員から、駅そのものについては玄関ということでございますけれども、私は、町の駅は町の顔だと思っております。そういうことからいたしまして、高齢者あるいは身体障害者に対しましてのバリアフリー化は、ぜひ必要と思っております。

私も高齢者になりましたので、ひざもちょっと痛いときもありますので、ぜひそれをできれば早くやりたいと思っておりますけれども、いかんせん、国とJRは3分の1出すんですけれども、県の分、3分の1の2分の1ですか、50%出すことによって、先ほどの事業費からいうと6,000万円ではなく、町の負担が3,000と万円で終わると。それらについても、特に市町村長会議の中でも、県の行政改革の中で、県の財政そのものについての行政改革がまだまだ進んでいないのではなかろうか。特に、人件費の削減等についても、直接私は申し上げております、「見直しをかけるべきでないのか」と。「県の方では、企業誘致のためのみやぎ発展税を取ることも結構ですけれども、内部の行財政改革をすべきではないか」ということでも申し上げておりますので、この3分の1の負担の半分を、ぜひ県の方で補助を出してもらうことによって、このバリアフリー化の亘理駅そのものについてが早くできるのではなかろうかと思っておりますので、いろいろと機会あるごとに県の方に申し入れたいと思っておりますので、もうしばらくお待ち願いたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） どうぞ、本当に互理の顔という町長のご答弁をいただきましたけれども、顔ならなおさらのこと、本当に笑顔で迎えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その次に移ります。

2 番目、町営住宅内の段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障害者等に対応した改善が必要と考えますが、町長のご見解をお伺ひいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 町営住宅そのものについては、一般向けの住宅倉庭等は平屋建てで行っておりますけれども、これらについては一般住宅。しかし、段差は若干あると。そのほかに、ご案内のとおり、袖ヶ沢住宅さらには下茨田住宅ですと、3階あるいは4階建ての住宅で、高齢者や障害者の方々は段差の昇り降りが大変かと思っております。階段には、入居者の状況等を考慮しながら、これについては計画的に手すりを設置していきたいと考えております。一挙にできませんので、まずもって、例えば下茨田を最初するか、あるいは袖ヶ沢をするか、4階建ての方を最初にすべきかなと思っておりますけれども、これについては、いろいろと計画的に、手すり等の設置に向けてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 今、計画的にいうご答弁をいただきました。今、本当に町営住宅に入居されている方は、どんどん高齢化が進んでいるのかなと、そのように思います。また、障害を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう部分で、安全性を考えても手すりは必要かと思えます。自分の家を考えても、2階に上がるとき大体手すりをつけていると思えますけれども、町営住宅は、本当に階段という部分で、何というんですか、つえのかわりになるというか、荷物を持って、また片方につえを持ってという、そういうふうに歩いていらっしゃる方もたびたびお見受けしますけれども、この「計画的」と言われましたけれども、何年ぐらいの計画で手すりが全部できるような計画を立てているのでしょうか。お伺ひいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これらについては、まだ具体的には何年度までということではございませんけれども、現在、袖ヶ沢ですと、高齢者の方々が17名おるようでございます。

す。袖ヶ沢については、障害者世帯とかで10人、下茨田で二人ということで、やはりこの障害者・高齢者のいるところを優先的に手すりを考えてみたいと思います。

担当課長と財政的な問題もありますので、財政課長、何年ぐらいに……。できるだけ早くということで今話を受けました。これもやはり費用対効果というわけではないんですけども、できるだけ早くやると企画財政と都市建設課長が申し出ていますので、もう少し時間をおかり願いたいということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今、袖ヶ沢で、高齢者の方17名と障害者の方も10名というような話の中で、やっぱり早々をお願いしたいと思います。手すりがあることによって、多分階段の部分が狭くなるとか、いろいろ検討されるのかなと思いますけれども、手すりをつけるとちょっとどうしても階段が狭くなりますけれども、そういう部分で、いろんなところで取り外しができるような手すりを、引っ越しのときの対応策としてやっているところもありますので、ぜひいろんな問題があるところもあると思いますけれども、早々の手すりの設置を要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岩佐信一君） これをもって、佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、17番。高野 進議員、登壇。

〔17番 高野 進 君 登壇〕

17番（高野 進君） 17番、高野 進でございます。

二つ質問をいたします。

まず一つ目、財政の健全化についてでございます。総務省は昨年12月、自治体財政健全化法に基づき、次の四つの指標の「早期健全化」「財政再生の基準」の数値を決めました。四つの項目は、実質赤字比率でございます。一般会計に占める赤字の割合でございます。次に、連結実質赤字比率でございます。これは、一般会計と水道や公共下水道事業と公営事業会計の赤字割合でございます。ほかの二つは、実質公債費比率そして将来負担比率でございます。

この目標は、自治体の財政の破綻を防ぐのが目的、ねらいでございます。健全な財政運営が求められております。平成20年度、ことしの4月からの決算から判定されまして、現在進行中の平成19年度決算、3月に終わるわけですが、これの決算

のデータは公表が義務づけられているということは、考えようでは、ことしの9月の定例会を待つこととなります。

そこで、現時点での財政の健全化について、次の点を質問いたします。

1点目、4指標に対する基本的な考え方をお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それでは、高野議員にお答えいたします。

第1点目の4指標に対する基本的な考え方については、今お話しのとおり、昨年の6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる財政健全化法が成立いたしましたところであります。

これまでの地方再建促進措置法にかわり、財政健全化法に基づく地方公共団体の新しい財政再建制度が制定されることとなるもので、この法律は、現行の財政再建団体制度から50年ぶりの見直しであります。現行制度が、ご案内のとおり北海道の「夕張問題」に十分に機能しなかったことを踏まえまして、その問題を改善した制度であると考えております。

財政健全化法では、ただいま高野議員が申されたとおり、普通会計の実質赤字比率に加えて、公営企業まで含めた赤字比率である連結実質赤字比率、そして普通会計のみならず特別会計や一部事務組合が保有する借入金の財政負担分等を含めた公債費比率を示す実質公債費比率でございます。さらには、公社・第三セクターに対する将来的な負担も含めた割合を示す将来負担比率をもとに、早期改善を目指す「健全化段階」と、夕張市のような国の管理下における「再生段階」を規定しており、単年度だけでなく、将来的な面にも配慮した財政状況の判断指標を導入するとともに、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状況の改善に着手させるという仕組みが織り込まれておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 町長お話の中で、夕張市の話が出ました。くしくも、昨年の今日でございます。（「そうですね」の声あり）原因は、多額の地方債残高、借金、そして外部団体の借金、それらが払えなくなって染めた借り入れ、それを返すためのまた借り入れ、これが原因であろうと思います。

そこで、お伺いします。亙理町は、現時点で、感じで結構です。早期健全化団体へ移行される状態と見るか、二つ目は、財政再建団体に入っていると見るか、簡単

でございますけれども、ご答弁をいただきたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今までの歴代の町長さん初め、町民の理解と協力を得ながら、健全財政を基本にしてまいったところでございますので、現在も健全財政を保っておるものと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 2点目に入ります。

平成19年度末、今年の3月末でございますが、公共下水道、水道事業を含めた地方債、一口に借金と申し上げます。並びに一般会計と特別会計の基金、これは貯金と考えます。これの推定残高を質問いたします。答弁願います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

ただいま、平成19年末の地方債、きょう傍聴の方がおりますが、地方債というのは、国並びに縁故債、いろいろ銀行から借り入れる、すなわち借金のことでございます。そういうことで申し上げたいと思います。

19年度末の地方債の推定残高につきましては、一般会計分で95億 5,880万 6,000円となる見込みで、平成18年度末残高と比較いたしますと 8,617万 6,000円減少し、そして公共下水道事業特別会計については、116億 7,182万 6,000円となる見込みで、平成18年度末残高と比較すると3億 452万 5,000円減少することとなります。

さらに、昨年度借り入れいたしました……、今年度ですね。失礼しました。わたり温泉島の海特別会計におきましては、11億 6,070万円となっております。

また、水道事業会計の企業債においては、26億 3,936万円になる見込みで、平成18年度末残高と比較すると 8,115万 5,000円減少することとなります。

地方債及び企業債については、高金利の利子軽減を図るため、補償金免除の繰上償還を行い、民間資金の活用で借りかえを行うことや、公庫資金を活用して低金利の借りかえを行うなど、健全財政を保持するということで努力をしております。これについては、昨年的一般会計予算の補正予算の中で皆様のご同意をもらいまして、繰上げ償還などを実施し、できるだけ高金利、高い金利を安い金利に切りかえするというように、今後とも努力をしてみたいと思っております。

また、各種の基金につきまして、この基金というのは、皆さんでは預金、定期にしているお金ですね、積立金。基金につきましては、一般会計関係で10種類の基金がございます。平成19年度の見込み金額、10種類というの、後で質問あるかな……。10種類のうちの基金総額、お金の積み立てをしておる額が18億 3,010万 9,000円、そして特別会計関係では7種類の基金がございまして、19年度末見込み基金総額で6億 8,021万円となっております。一般会計及び特別会計の合わせた合計額では、25億 1,031万 9,000円となる見込みであり、各種基金の目的に沿った事業の経費に繰り入れを行いながら、町民サービスの向上のために、さまざまな施策を展開してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 数字的なことは伺いました。

地方債、借金ということでございますが、平成17年度に比べて、18年度は約17億円激減しております。それから基金の残高、これについても実は平成17年度と18年度を比べますと7億円減っております。貯金も減っておりますが、借金も減っているところまずいきます。

1人当たりでわかりやすくいきますと、この借金から貯金を引きたいいわゆる借金でございますが、1人当たり、平成19年度見込みは55万円とまず数字でいきます。その前、平成17年でございますが59万円。したがって、1人当たりの借金も減っている、こういうふうに私は数字的に見ております。

以上のことから、町長が先ほど申されました亙理町の財政は健全な方向であるということが、この数字を今伺いまして、これについては、そのとおりかなと確信をしております。

なお、3点目に入ります。

健全な方向とは実は言いながら、今後とも、当然財政の健全化のために歳入増、収入増でございますね、一般的に。それから歳出のカット、支出のカット・削減、それと、あれば遊休不動産の売却等、必要と考えます。それで、健全化のための、もっとより健全化するための問題点、そして今後の対応策、抽象的かもしれませんが、歳入・歳出、項目でお答えをいただきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

ご案内のとおり、国の三位一体改革がもたらした本町への影響は、毎回申し上げておりますけれども、地方交付税が最大に交付された平成12年度と比較した場合で3億 5,400万円の削減となっております。そのほかにも補助金・負担金の廃止とか、いろいろなこの三位一体の改革によって、地方公共団体の財政が年々厳しさを増しておるといことは十分ご承知かと思えます。

そういう中でございますけれども、町における財政健全化法に基づく早期健全化基準及び財政再生基準が、昨年12月に総務省から各基準が示されました。そこで、平成18年度におきますところの4指標の試算値について申し上げます。

実質赤字比率、これについては、国の示された内容が二通りあります。注意するもの、あるいは危険度、サッカーで申しますとイエローカードとレッドカードという二つの基準があるわけがございます。まずもって、実質赤字比率が、国で示しておるイエローカード、注意事項については、11.25%から15%の範囲。レッドカードになりますと、危険カードになると20%という形になっています。それに対して亘理町は0%でございます。ゼロであるということでございます。赤字比率がないということでございます。

次に、連結実質赤字比率が、国で示しております注意、イエローカードについては、市町村においては16.25%から20%の中、レッドカードになりますと、30%になると危険という形がとられております。それで、亘理町は、この連結実質赤字比率、これも0%であるということでございます。

次の実質公債費比率、これについては、国で示したイエローカード、すなわち注意事項については、国の方では25%、レッドカード、危険の基準の数値が35%、それに対しまして、亘理町におきましては14.6%であります。

そして、将来負担比率については、国の方では、これはイエローカードだけでございます。レッドカードというのはございませんけれども350%。それに対して、亘理町については244%と、約100%下回っておるといことでございます。

いずれも、その早期健全化基準を大幅に下回っており、健全財政を維持しているものと思っております。

そういった中で、ただいま高野議員から歳入増につきましては、やはり国・県からの補助金の活用はもとより、民間団体等との補助についても、本町における必要性、事業効果等を総合的に判断し、緊急度が高く、真に行政効果のあるものに限り

受け入れるなど、主体性を持った取捨選択を行ってまいりたいと思っております。

また、平成20年度から、受益と負担の原則にのっとり、児童クラブの利用料をお願いしておるところでございます。そのほかには、普通財産の売却並びに用途廃止となった道・水路の払い下げを計画的に行うなど、歳入の確保に努めてまいります。

歳出の削減については、議員の皆さんもご案内のとおり、平成18年3月に作成いたしました「亘理町集中改革プラン」に基づき、旅費の見直し、各種委員会等の統廃合、退職者の不補充というか、採用を控える、退職した職員にかわる新規採用を見送っておるといふこと、そして、組織機構の改革などによる人件費の削減を行っておるといふことでございます。

また、本年度から、改革プランの実施項目であります「行政評価システム」の定着化を図りつつ、施策評価への拡充を視野に入れ、事務の効率化や財政状況、経済状況、住民ニーズ等の必要性を十分検討し、全庁挙げての財政健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような、厳しくも健全な財政を維持するために、各種事業の選択と集中を行うとともに、法改正による税源移譲など、財政構造の大きな変革をしっかりととられ、行政の究極の目的である「住民満足度」を高めるため、みずからの判断と責任で積極的に行政改革を進めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 若干4点目の質問にも入ってきているのかなと思いますが、4点目に入ります。

財政健全化法に基づく対応策が、ことしの4月からの平成20年度予算にどのように反映されているかということでございます。具体的に簡単で結構です。歳入は、こうこうこういうわけでこうですよとか、歳出は、何々のところをカットしてこうですよとか、そういう大どころで結構ですから。そうじゃないと、予算書はこんなに厚いもんで。よろしく答弁を願います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 新年度予算そのものについては、29日の施政方針の中でお示しをしたわけでございますけれども、当初予算、一般会計では87億円の予算規模でございます。平成15、16年までには、100億円の予算規模になったわけでございますけれ

ども、先ほど来申し上げておるとおり、地方交付税の減額、あるいは補助金・負担金の減額等がございまして、どうしても予算規模そのものを縮小せざるを得ないと。やはり予算規模が小さくなったのは、国からの補助、それらの三位一体の改革。しかし、歳出の方で十分取り組まさせていただきます。おとります。

ご案内のとおり、平成18年10月に、組織機構の見直しを行っております。その人件費、例えば申し上げますけれども、やはりここに資料がありますけれども、職員が退職し、その新規採用がなくなったと。18年度も19年度も、そして今年度も採用を控えております。

それで、平成18年度の人件費の現年度からのマイナスが5,012万2,000円、単年度分。そして、19年度では6,018万1,000円。そして20年度、本年度の当初予算で6,159万9,000円。これについては、今、一端申し上げたのは、一般会計と特別会計、各種会計を合わせました人件費の減額、3年間で合わせまして1億7,190万2,000円の減額をさせていただきました。これについては、給料、各種手当の見直し、そして旅費とか、いろいろ削減を努力させていただきました。これらの財源をもって住民の福祉向上、住民の要望にこたえるべく、積極的に対応したわけでございます。

特に、歳入について若干申し上げますけれども、先ほどの国の三位一体改革だけでなく、景気の低迷によるところの所得の減があると。それによりまして、町民税の減額、さらには、今まで会社で働いている方がリストラされたことによるところの給与の減、さらには、きょう町民の方々がおりますけれども、年々収納率、以前ですと97%ぐらいの徴収率になっておりましたけれども、年々これが減少しておるといってございまして。

そういうことから、平成14年から納税勸奨員ということで、4名の配置をしながら、できるだけ公平な税収入の確保と徴収率の向上のために努力をさせていただいております。ということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 極力、歳入増と、そして歳出減に努めていただきたいと思います。

特に、連結赤字比率、実質赤字比率がこれからポイントになると思います。今後、これに保健福祉センター、大どころの建設、それと学校給食センター、それを含めて児童クラブ等々、ますますお金のかかる、大きな金額がかかる事業が出てきま

す。基金は少なくなっていると。当然地方債、借金に頼らざるを得ない状況が来るかと思えます。したがって、それらを避けるために、できるだけ健全な財政運営を心がけるよう申し述べてこの項目は終わりにいたします。

二つ目、使用料等の見直しによる増収についてであります。

冒頭申し述べます。

財政状況を考えて、あらゆる増収確保策が必要であります。財政のスリム化が求められる中で、わずかでも自主財源の確保を図るとともに、目に見える工夫で納税者の財政に対する理解を深めることが肝要であると思えます。

そこで1点目、役場の広報紙や封筒へ広告を掲載して増収を図ってはどうかと。億単位の予算とかかれば微々たるものですが、趣旨は、冒頭申し述べたとおりです。若干私、資料をそろえたのがありますので申し上げます。

「広報わたり」お知らせ版、1万1,000部ぐらい確保しております。あと、納税通知書の封筒、合算徴税とか軽自動車、それらに使う封筒、いろいろありますが、約4万枚、年間。それに各種封筒、役場の町民課に行くと、窓口封筒と私言いますが、約1万5,000、年間。都合6万6,000ぐらいございます。それに郵送等で使う封筒、大・中・小と、ここはちょっと調べなかったんですが、ここだけ一つ事務的に質問させていただきます。枚数はどのくらいおおむねありますか。

以上、お願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 広告収入については、本当にご提言ということで、ありがたく思っております。現在実施しておりますのは、ご案内のとおり、「広報わたり」のお知らせ版で、「町民のひろば」ということで1枠1万円ということで、5枠、町内の業者について広告を掲載しております。年額にいたしますと60万円の広告収入を得ております。これは、昭和59年から「町民のひろば」に掲載をしておるところでございます。

広告事業につきましては、平成18年度の策定の集中改革プランにおいても、広報ビジネスということで検討項目を挙げております。その中で、やはり使用料の増収を図ることにしておりますので、今後の本町の広告事業については、広告掲載の基本となる「互理町有料広告掲載の取り扱いに関する要綱」、ただ単に広告するんじゃなく、やはりその分野分野におきましての要綱をつくりまして、今年度内に施行

するために、ただいま担当課長あるいは企画調整会議等で、平成20年度から各分野にわたって広告をしたい。その場合、いつもプライバシーとかいろいろ問題がありますけれども、それらの内容を吟味しながら、平成20年度から広報活動のための準備を現在進めておるところでございます。

そしてまた「広報わたり」と「封筒」については今申されたとおりに、すぐできるのではなく、夏場ころから実質スタートするのではなかろうかと思っております。

また、町のホームページには、平成20年9月までの試行期間を経て、10月からバナー広告などホームページ上に掲載する広告を実施したいと、そういう考えでおります。

さらに、町有施設への広告掲出やネーミングライツ、いわゆる命名権についても現在導入に向けて検討しております。

なお、広告の掲載方法等は、媒体ごとに取り扱い基準を別に定め、可能なものから随時実施したいと考えております。

広告掲載自体について考えた場合、広告を出したいという町内外の企業ニーズにこたえていくことも、行政として最も大事なことと思っておりますし、町民の皆様、さらには本町に転入を検討している方々の便利な生活情報として、地域産業の活性化や、これらによって人口増にも結びつくのではなかろうかと思っております。ご了承ください。（「封筒の大・中・小の」の声あり）

封筒の数については、担当であります総務課長の方から答弁させます。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、私から共用封筒の関係でございますが、一番小さい窓つき封筒で、年間約8万枚、そして窓がつかないやつで約5万枚。中封筒で約4万枚。それから角2といまして一番大きいやつが4万枚。合計で21万枚、年間使用枚数、おおよそそのぐらいということでご理解をいただきたいと思えます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 先ほど私、都合6万6,000と言いましたが、もう21万加えますと膨大な数になると。金額も、恐らく「広報わたり」お知らせ版に五つの業者、1万ずつで5万円、年間60万円。裏側は、恐らくワカルンダーだと思いますね。（「はい、そうです」の声あり）私もそのようにわかるんだと思いますが、この辺で今後ともやっていきたいと申し述べて、次、2点目に入ります。

質問の2点目です。

まず、通告とは順序が逆になりますが、まず、公共施設使用料の減免総額、ただとか半額という意味になるわけですが、それと、その金額の上位3団体のお名前と、そのおのおのの減免額、半額になったとか、ただになったとか、それらの金額をまずお伺いをいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 本質問については、12月の相澤議員からも質問あったわけでございます。その際にもご答弁を申し上げておるわけでございますけれども、公共施設を使用する場合、あるいは、各公共施設の条例に従った使用料の負担が原則であるということでも申し上げておりました。

そこで、減額上位団体名及びおのおのの減免金額につきましては、一番多いのが、亙理町芸術文化協会の加盟団体であり、日ごろから本町の芸術文化の振興、あるいはさまざまな町事業に対しご尽力・ご協力をいただいている団体であると、まづもって認識はしております。

まず、減免額の多い順に申し上げますと、減免額の一番多い団体は、小野歌謡文化教室で、減免額が81万8,400円で、2番目に減免額の多い団体は亙理社交ダンス愛好会で、減免額は48万4,300円、3番目に減免額の多い団体はウインドシンフォニーで、減免額は38万6,100円であります。

総額にいたしますと、施設使用の減免の総額ですね、実質で申し上げますと、町及び国・県等、公共団体の主催による事業及び説明会等を除いた額で850万円と膨大な額になっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 減免額の総額が850万円と、地方公共団体とかなんか主催でないもの。そこで、実は質問の趣旨は、その850万円、1番目が芸術文化協会、2番目が何々団体とか、それをちょっと質問なんです、それをお答えいただきたいと思っております。芸術文化団体が、この850万円のうちの400万円とか、そういうことなんです、質問の趣旨は。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員、もっと具体的に、小野歌謡教室とかという金額まで言ったんだけど……。

17番（高野 進君） 芸文の中が、何々歌謡が幾ら、何が幾らということでご説

明いただいたわけですが、私の質問は……。

町 長（齋藤邦男君） 全体だね。

17番（高野 進君） そう。850万円で、一番が芸術文化団体が300万円とか、何とか歌謡団体が幾らとか、そういうところで。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 具体的に申し上げたいと思います。これについては、平成18年度施設減免団体利用状況ということで、具体的に申し上げますと、全額免除、町主催、公民館等の教室、あるいは町事業説明会等では、1,911件開催しております。その金額が90万6,000円。あと公共団体主催、これは、国・県・関係団体等で160件、141万4,400円。そして町内の小・中・高校部活動ですね。721件、その金額が55万850円。そして町の育成・指導団体であります。これについては、社会教育育成団体、スポ少年団等で1,532件、266万9,300円。そして行政区さんの総会、役員会等で85件、金額10万2,500円。これらを合わせますと4,409件で1,374万3,050円。そして公共団体、学校等を除いた分が1,617件、277万1,800円が全額免除。

そのほかに一部免除がございます。一部免除といたしまして、公共団体主催、国・県・関係団体等で11件で6,925円。行政区関係団体、あるいは子ども会、PTA等では252件、62万1,700円。そして、先ほど来お話しのとおり、芸術文化加盟団体等で2,028件、516万4,550円。一部免除合計で2,291件、金額で579万3,175円。そして、公共団体等を除いた分では2,280件。そして、それらの合計では、全体として6,700件、1,953万6,225円。公共団体・学校等を除いた分の合計では、3,897件で855万8,050円、先ほど申し上げた。

それで、減免額上位団体ということで、先ほど申し上げました小野歌謡文化教室では、209件の81万8,000円。亙理社交ダンス愛好会では、35件の48万4,300円。ウインドシンフォニーが51件の38万6,100円で、減免の上位団体であるということでございます。

そのほかにも、体育施設関係とか、いろいろな団体で利用している亙理公園とか亙理野球場とかいろいろあるわけでございますけれども、おおむねそういう内容となっております。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 原油高騰によりまして暖房費が上がっております。そこで、公共

施設の使用料の見直し及び受益者負担の原則から、使用料の減免を、物によりますが、廃止してはどうか。負担の適正化の観点からもそのように私は思います。

例えば、一つ申し上げます。ご回答ありました芸術文化協会であります。減免額は516万4,000円と伺いました。私の調べでは、約60団体でございます。2,250名の会員がおります。補助金が25万2,000円で今の予算。それから、4月からの予算にも同じ金額でございます。

さて、私は、活動は否定をいたしません。しかし、趣味の領域が大分多いと見ております。そこで、協会員でない方は補助金もいただかない、使うときは正規の料金です。ここは、再度申し上げますと、補助金はいただいて、そして使用料が減免と。二重の補助、ダブル補助ではないかと私は思います。不公平です。町長、受益者負担の原則から、再度減免の見直し等をやってはどうかと、減免は5回までとか、例えば。ご答弁をいただきたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの財政の厳しい中での受益者原則、そのことについては十分私もご理解をしております。しかし、先ほど冒頭でちょっと触れましたけれども、町の芸術文化のための活動、そして、町のいろいろな面でお手伝いももらっておるといことも十分考えてまいりたいと思っております。

しかし、ご案内のとおり、先ほど申し上げましたとおり、亶理町の集中改革プランの中でも、受益者負担の原則という項目をうたっております。これらについても、やはり使用料の見直しそのものについても十分検討する内容ということで、これらについても、今後やはり先ほどの減額の額の問題、そして、そういう芸術文化協会に入っている方々は、町からの補助金をもらい、そして減免は丸々だと。一部も丸々だと。片方は、芸術文化協会に入らない、入れない団体もあると。みずから使用料を払うと。そのアンバランスもあるようでございますので、これらについて十分検討を加えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 大変前向きなお答えをいただきました。

冒頭申し述べましたように、財政のスリム化を求められる中で、わずかでも自主財源を確保したらどうかということで、納税者の理解も得られるように、今後とも尽力されていかれることを申し述べて、私の……。 （「もう一回」の声あり）もう

一度ということですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 高野議員は、これで終わりというふうな話でございますけれども、この使用料の見直しそのものについては、あくまでも各公民館あるいは施設そのものについては、条例制定でございます。その際、やはり議会の皆さんとも、事前にいろいろ検討した内容をお示しし、どの辺まで全額免除あるいは一部免除、それらも十分考えたいませんと、今まで、ただ単に受益者負担の公平であっても、いずれの負担金の問題、一部減免の問題についても条例制定でございます。これらの条例改正なくしては、今の公平の原則、受益者原則そのものについては、その辺も十分検討を町でもしますけれども、議会の方でも十分ご議論願えればと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 以上をもって質問を終わります。

議 長（岩佐信一君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

議 長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

9番。鈴木高行議員、登壇。

〔9番 鈴木高行君 登壇〕

9 番（鈴木高行君） 今日は、私は3項目について質問をいたしますので、よろしくお願ひします。

第1問目の質問をいたします。

発達障害は、見た目では障害が見えないため、周囲の誤解や無理解で家族や本人が傷つき、地域や学校で孤立しやすいと言われております。

小学生の場合、通常学級に約二人程度の発達障害の児童がいると言われております。先ほど私も、2月に互理小学校、逢隈小学校を視察してまいりました。やっぱり学校現場の話では、気になる子供が約100程度いるということでありませぬ。

そこで、本町における発達障害児に対する教育支援体制について伺います。

そのうちの第1点目、学習障害、読み書き、数計算等、特定なことが不得手な多動性障害、自閉症等により、通常学級の中で学習することがなかなかできない子供への支援体制をどのように行っているかについてお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この質問は、教育行政関連でございますので、教育長の方から答弁をいたさせます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） ただいまのご質問で、発達障害児に対する教育支援体制についてどうなっているかというご質問でございますが、発達障害を持つ子供たちへの教育支援の体制ということで、この障害については、最近、報道等でも取り上げられるようになり、一般の方々にも理解されるようになってきていますが、その実態については余り知られていない部分があるように思われます。

そこで、改めて説明させていただきますと、学習障害（LD）と言っていますが、基本的には、全般的な知識発達におくれはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態を指すものでございます。

次に、注意欠陥、多動性障害（ADHD）というのは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及びまたは衝動性、多動性を特徴する行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すものです。

また、高機能自閉症というのは、3歳ぐらいまでにあらわれ、他人との社会的関係の形成の困難さ、2番目として言葉の発達のおくれ、3番目に興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的機能の発達のおくれを伴わないものをいいます。

いずれも、中枢神経に、何らかの要因による機能不全があると推定されております。

そういう障害児でございますけれども、文部科学省の調査によれば、平成15年度3月に発表されておりますが、それによりますと、三つを合わせますと6.3%の子供がいるということになります。

亘理町内の小中学校におきましても、全国平均の割合と同じくらいの子供たちが

いると考えております。

そこで、各学校では、早く気づくこと。2番目に、学校内で共通意識を持つとともに、保護者の理解を得ること。3番目に、障害を持った子供一人一人の教育的ニーズに合う教育支援を行うということでございます。

いずれの障害も、知的発達の全般的なおくれではありません。学習面での“つまずき”や習得のおくれを来しているというものです。

そのため、障害を持った個性のある子供一人一人に対して、多様な教育ニーズに応じた教育的支援をするため、担任の先生一人では対応し切れない場合もございますので、来年度からは、20年度からは、従来の「臨時教員補助員」にかえて、「特別支援教育支援員」を各学校に配置し、障害を持った子供たちへの支援を図るとともに、障害を持たない回りの子供たちの計画的な学習が確保できるように、担任の先生をサポートして対応していくことを考えております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） ちょっと今、教育長の質問の中で、「臨時補助員」にかえて、来年からですね、平成20年度から、「特別支援員」を配置して対応するというふうなご答弁をいただいたんですけれども、この人的な内容、「臨時補助員」と「特別支援員」の人は違うんですか。そこを伺います。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） その配置する人数は、20年度は12人と考えておりますが、その人が今までと同じかどうかということなんですが、今までは、町長のご配慮のもとずっと生き生きプランということで教員補助員をずっと続けてきたんですけれども、制度が変わりますので、一応といいますか、続けて採用になる人もいますかと思えますけれども、今年の3月で終わりですよということで、そして、今、教育委員会でやっておりますのは、改めてその全員の方、今までやっていた方々と面接をし、その様子を聞き、こちらの考え、それから給料というか、そういうことをお話ししながら面接をして、そのほかに、役場の方に臨時での採用をしてほしいという申し出があります。そういう方々との面接も含めてまして、改めて考えるということにしております。ですから、続けてかどうかというのは、一応は切れますよというふうにお話ししているところでございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私が今聞きたかったのは、平成19年度までの「臨時補助教員」の方々が12名おると。その方と、今度平成20年度から対応する「特別支援員」12人、これは同じ方を採用する予定とは違うんでしょうか。そうした場合、名前が変わっただけで、この方々は同じことをするような形にならないですか。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 人数的に同じでございますけれども、改めて今までの方々のご破算にして、あと、今までの方々でも面接のときに今年で終わりにしたいという辞退の方も何人かおります。それから、続けたいという人もいます。あと、今までの方々だけだと狭い範囲になりますので、あと、総務課の方に申し込んで臨時で働きたいという方もおりますので、そういう多くの方と面接して、そして最終的に決めようと思っているところです。ですから、結果的には数名は同じになるかもしれませんが、また、新しい人が採用になるということもありますので、そこはすっかり同じとは私は考えておりません。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 先ほど、生き生きプランというふうな話が出てきましたけれども、あれは緊急雇用対策の中の補助事業でやっただけの話であって、特別な教育支援の話ではないんですね、3カ年の補助事業でやっただけであって。それで、「教員補助員」と「特別支援員」、やっぱり「特別支援員」というふうな名称を使うのであれば、やっぱりこの学習障害の子供たちに特別な支援をするというふうに皆さんは感じ取ると思うんです。私も初め、学校に行って、「特別支援」をつけて学習障害の子供たちに手厚い教育支援をするんだというふうな感じを受け取ります、こういう名前を使えば。そう見れば、名前は「支援員」でも、人的に、あとは内容的には同じなんだと、カモフラージュのような感じにも私はとれるんですね。

あともう一つ、そこにつけ加えて言ったのは、今回、臨時業務員の方々5人、この方々を3月で任用を切るというふうな話を、教育福祉常任委員会で学務課長から聞きました。その辺についても教育長から伺います。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） まず最初に、「特別支援員」については同じでないかということですが、採用した方々に、今までですと、校長に任せておいて、各学校で適当と言うと悪いですが、各学校の状況に応じて仕事をしてもらっていたという

ことが多いんですが、ただ、その方々には、教育委員会として日誌をちゃんとつけてもらって、どういう活動をしているかというのを、時々ですけれども把握しております。

それから、新しい20年度の採用につきましては、12の方が決まりましたならば、今度は教育委員会として、「特別支援員」というのはこういう仕事をしなくちゃならないんですよというのを、今までは校長に任せていたことがあるんですけども、今度は、教育委員会として研修会を開いて、そういう心構えをしっかりとさせてもらって各学校に配置したいと思っていますところです。

それから、臨時業務員さんについては、前にもお話したということですけども、できれば人数がたくさんいて、学校内の環境整備、それからいろんなところで働いていただきたいんですが、その辺はいろいろな町の財政の都合上、やむを得ず今回で切るということにして、ただ、今まで以上に学校で協力しながら、業務員さんの仕事を多くなるかもしれませんが、やむを得ないことだなと思っていますところです。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほどの臨時教員の補助員そのものについては、国の方での3カ年事業ということで、平成14年、15年、16年の限定の補助事業ということで対応したわけです、国の制度で。

それに対しまして、町としてはぜひ必要であるということから、16、17、現在までも、この臨時教員補助、町の単独事業ということで継続をしておるわけです。これについては、県内で互理町とほかの町村あるかどうかわかりませんが、唯一の補助制度が終わったんですけども、町の血税を使いながら補助制度を使って現在に来たということ。

そして、今回かえてということでございますけれども、特別支援教育事業、これについては、国の制度が新たに出たということね。そこで、今まであった「臨時教員補助員」と「特別支援教育支援員」、例えば二人を学校に、例えば高屋小学校とか吉田小学校、少人数に二人置く方がいいのかどうか、かえるということではなく、制度が変わって、そちらにしますよということで考えております。

また、ご案内のとおり業務員、それについても、やはりなぜか本来ですと、県の施設でございますので、県がそういう配置をすべきものを、以前から町の方で対応

しておるといこと、厳しくとも、やはり学校の子供たちの安全・安心、そして先生方の補助的な事務を行ってもらいたい、そしてさっき言った学校周辺の環境整備、あるいは学校の先生方がいろいろな通知文などをやる場合について、一々先生の手をわずらわせないで、町で採用して事務というか、そういう補助事務を行っておるといことでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 端的に申しますと、人的な配慮、財政的な配慮は、今までの12人の教員補助員、それで臨時の業務員5人を4月で任用をストップさせると、そういうような財政的なことになったと。

ただ、ここに私ね、亘理小学校の特別支援学校の教育だより、これは親の書いたやつなんですけれども、こういうことを親が言っているんですね。「亘理小学校特別支援教育だより、初めの一步」というのがあるんです。

これのナンバー3、2月8日発行のことなんですけれども、この中で、学校は、「各校のさまざまな実践から課題が明らかになってきた。特別な教育的な支援が必要な児童に対して適切な支援を実施するよう努力はする。しかし、一気に解決はできない、難しい」というふうなことを学校側は言っています。

しかし、保護者の切実な願いがこれに記されているんです。就学相談審議会、学務課の方には年何件か、「私の子供はどこに行ったらいいか」というふうな就学相談があると思います、学務課長、教育長のところにはですね、養護学校なのか支援学級なのか通常学級なのか、その辺の判断でですね。そこの判断の結果、その親の子供さんは、「審議会の結果、通常学級で在籍可能だ」と言われたそうです。そういう通知が来たんだそうです。

親は、「通常学級で、他の児童についていけるのか迷いました。担任の配慮や支援員の手助けで、子供なりに適応してほしい。毎日楽しく学んでほしいなど、親の願いがありました。しかし、学校から、特別な支援員はつかないと言われました。ボーダーラインぎりぎりだけれども、支援員がつかなかったら心配でした」というふうな悲しい思いを言っています。しかし、他のボーダーラインぎりぎりの児童、または診断を受けていない児童が、学校には、気になる子供ですね、こういうのは多くいると。こういうふうな子供に公的支援は受けられないのでしょうかというふうな、それで憤りを感じていると、そういう親の願いがあります。やっぱり、通常

学級で学習するには、担任、クラスメイトの手助けがあっても、この子は健常児として学習するには限界があるそうです。「どうか、学習障害を持った児童に対して社会全体の理解、そして公的支援をお願いします」というふうなことを、この「初めの一步」につづっているんです。こういうことを、こういう子を持った親が切実につづっているというふうなことを、やっぱり社会全体で理解していただかないと、いつまでも置いていかれるようになる。

そういう面で、今回、12人体制が、そのまま12人に移って、5人の臨時業務員を切ったということになれば、財政的にはいいかもしれませんが、その中の5人の中に、2人でも3人でもいいから新たに、10校ありますけれども、特に必要とするところの学級、学校に手厚い配慮をするような考えは、教育長は持っていませんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 臨時業務員さんの5人は今年度限りで終わりということなのですが、その分、5人分になるかどうかかわからないんですけども、予算の範囲内で、各学校の要求があれば、シルバー人材センターに頼んで、いろいろ片づけもあるでしょうし、あと植木の剪定など、あと草取りなども、どの程度だかわかりませんが、今のところ、シルバー人材センターで、その足りないところを補助しようかと思っていますところです。

それから、今お話いただいた特別支援員については、数が多ければその子供たちにとってはありがたいことなんですけれども、なかなかそうもいきませんので、各学校で、例えば1時間目と2時間目は1組に行って、あと3時間目、4時間目は体育とかなんとかで外に出ることがあるので……、そこら辺は学校で知恵を出して、少ない人数ですけども有効活用を図って、なるべく子供たちの幸せにというか、学習が向上するようにしていきたいもんだなと思っていますところです。

ですから、今のところは、何というかすぐに人数をふやすということではなくて、ことしは12人体制でやっていこうと。それをうまく使うというか、働いていただいでやっていきたいと考えているところです。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 12人の配置なんですけれども、各学校1人と考えておられるんですか。そこを聞きます、均等にというかね。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） まず、10校あるんですけれども、各学校一人ずつと考えると10人なんです。互理小学校と逢隈小学校は学級数も多いし、それで互理小二人、逢隈小学二人、そのほかは一人ずつと考えております。それで12人ということです。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） そういう考え、平等というのはわかるんですけれども、特にそういう児童が多くいる学校、逢隈とか互理小学校、またいない学校からそういう方を引き上げてきて、そこに3人配置するとか、中学校が、もしそういう意味で手があくんであれば、厚いところに配置するとか、そういう臨機応変な組み方も一つの考え方だと思うんです。そういうことも学校間で取り扱います、必ず一人いなければならぬということではないと思う。だから、今回は、臨時業務員が廃止になったから、大変ほかの業務では厳しいというふうなことはあるかもしれませんが、やっぱりその子供たちのことを考えれば、必要などころには必要な措置をするということは、やっぱり対応する側のやり方ではないかと私は思うんです。その辺を伺います。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） その辺の人数の配分といいますか、それは今後検討したいと思えますけれども、先ほどそういう障害のある方は6.3%ということなので、三千何人ぐらゐの小中学生がいるわけですけれども、そうすると190人ほど、6.何%掛け算しますとなるんです。それで、各学校でどの程度そういう子供たちがいるかというのを調べたところ、計算上では197人で、あと調査では196人の子供たちが上がってきたわけなんです。確かに多いところと少ないところがありますけれども、ゼロだということはありませんので、当分の間は、互理小二人、逢隈小二人、あとそのほか一人ずつということやって考え、あと、今後、どうしてもという場合には検討していきたいなと思うところです。以上です。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この特別支援教育支援員の配置そのものについては、補助制度ではないということ。地方交付税の中に幾らか織り込まれるということで、果たして全市町村がやるか、これはまだ数字には出ておりませんが、教職員の配置、人事権は県でございます。宮城県の教育庁でございます、人事権から管理分まで。し

かし、町としては、手助けをしましょうということで、以前からも臨時教員補助員ということで、県の財政あるいはそういうことでお手伝いをしているということをご理解願いたいと思います。

本来ですと、学校管理そのものについての人事権、いろいろな内容は、県でやるんですよ。文科省と私は理解しておりますので、その辺、つけ加えさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 町長が言うのはわかります。だけれども、そういう子供が社会の中に約6%もいると。そういう子供だって教育を受ける権利があると。そういうのはやっぱり頭の中に置いていかないと、皆さん平等に教育を受ける権利があるんですから、そういう子供にも、やっぱり皆さんで、社会で理解してあげて、同じような均等の教育を受ける権利を我々は目指すべきではないかと一つ、そこで質問は終わります。

次に、第2点目に入りますけれども、今のにちょっと関連はあるんですけども、やっぱり教育支援員の中に、今回、私も団塊の世代なんですけれども、学校教員を卒業して学校に協力したいなというような教員の方も、奇特な方と言われればわかりませんが、そういう方々の活用、県の臨時時間講師の場合は、時給当たり2,800円ぐらいはするかもしれませんけれども、そのようなもう法外な時給でこういう教員の免許の方を雇うことはできないと思います。だけれども、やっぱり徳のある方がもし一人でも二人でもいれば、そういう子供たちのためにお手伝いしたい、そういうのを一応探すというのも一つの手だと思うんですけども、その辺、教育長、お願いします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 特別支援をする子供たちは、今後、増加してくるだろうと思われますし、今おっしゃったように、団塊の世代の教員が退職するので、その中にお手伝いというか、学校の仕事を経験した者としてお手伝いできる人がいるかもしれませんけれども、その辺はまだ相手もあることですし、あと予算も伴うことなので、検討してまいりたいと思います。

去年まで、退職された方々で県から調査によって、退職後、何か希望しますかという調査では、私も年数浅いですけども、調査によってはだれもいないんです、

今のところ。ことしも何人か退職する人はいますけれども、そういうのを今後検討していきたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） じゃあ、2点目については終わります。

じゃあ、2問目の小中学校のトイレの洗浄装置、ウォシュレット化ですね。これについて伺います。

町の方では、平成18年から洋式化を年次計画でやるというふうな話で逐次されておるようですがけれども、今、家庭の中で、ここに課長さん方、三役の方々おられますけれども、ウォシュレットのついていないトイレで用を足している方というのは余り見られないんじゃないかと思います。そのような現在の生活状況の中で、学校にウォシュレットがついていないと。そういうところで用を足すということは、子供たちにとって衛生面、生活面、なかに聞く、この前保護者の方から言われたんですけれども、「うちの子供は学校のトイレを使うのが嫌なんだ。我慢して帰ってくるんだ」と、そういう状況も聞いております。

そのようなことから、財政事情は確かにいろいろあるかもしれませんが、今から生活していく上で、家庭状況がそのような状況になっているときに、今後整備していかれるトイレにウォシュレットをつけるぐらいの配慮があってもよいのではないかなと私は感じておるんです。その辺について町長が答えるのか、教育長が答えるのか、財政面も伴うので、予算を持っていない教育委員会ではなかなか答弁できないと思いますけれども、その辺、財政を持っているところからお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） ただいま議員がおっしゃるように、新築やリフォームで年々ウォシュレット式のトイレが多くなっていることは確かでございます。学校の方は、18年度から洋式といってもただ腰かけるだけなんですけれども、そういう洋式を今年で整備が終わるようなんですけれども、整備しているところです。

最初は、洋式にするとしたのは、私の記憶なんですけど、障害児を持った方とか、足をけがしたときに和式が使えないということで始まったような気もするんですけど、今はそれと違いますけれども、結論的には、今後検討してまいるということなんですけれども、どのように各学校でなっているのかと思って調べたところなんです

が、幼稚園と保育所ではなしということです。それから、学校で隣近所の公立学校でもなしと。あと、公立高等学校でもなしと。それから、私立のところでも、女学校というか、常磐木学園あたりでもないということで、ただ、あるのは、何というか多目的ホール、逢隈小にも多目的ホールには設置されているんですが、まだまだ児童生徒のウォシュレット付きのトイレにはなっていないというのが現状です。今後検討させていただきますということで以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） 検討してもらおうのは大いに結構なんですけれども、前向きに検討していただくということで、やっぱり今の生活様式、ほかの市町村が、県立高校がなっていないから、それはいいんだというふうな考え方ではなくて、現代の子供に合ったような、そういう前向きなポジティブな考えでこれからのそういう衛生面とかをやっていたかかないと、子供がそれになれていないんですから、使いにくいとか、使うのが嫌だとか、家まで我慢して帰るとか、そのような状況になっていくと思います。そういう面もよく検討して、周りの市町村がやっていないからうちもやらなくてもいいという考え方でないです。その辺を頭の先に置いて、今後のそういう衛生面についてはやっていただきたいと思います。あと、その答弁は要りません。

次に、3問目に入ります。

3問目ですけれども、近い将来、宮城県沖地震が高い確率で起きると言われています。そして、近年では、日本海側の県において、地震や高波による災害が発生し、人的そして生活基盤に大きな被害が出ておることは、だれもが認識しているところだと思います。

このようなことから全国的に災害に対する対策が急務であるというようなことから各方面、各自治体が対応、対策を立て、いざというときの対応を講じています。

そこで、本町の災害時における対応として、自主防災組織づくりと、その育成について質問いたします。

そして第1点目、災害時に自力で避難できない高齢者や障害者など、災害時要援護者に対する支援体制として、地域における自主防災組織は必要不可欠であります。総務課の担当課においては、私も1月区の総会で総務課長からいろいろお話を聞いて、懸命に努力されているのはわかります。それらについて、今後どのような

組織の活動・育成をしていくのか、これらについて伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま鈴木議員からお話しのとおり、近い将来地震が来るということは皆さんもご案内かと思えますけれども、そこで、結成状況と今後の育成でございませうけれども、ご案内のとおり、平成16年11月に「防災に対する啓発の一環」として防災マップを作成し、町内全戸に配布させていただいたところでございます。

防災マップの中に、自主防災組織の必要性を掲載したことにより、いち早く13行政区そして12の組織が結成されております。

しかしながら大災害が発生した場合には、初期的な救援・救護活動については、町・消防署・警察などの関係機関による全町的な支援の手は分散すると思っております。そういうことから、十分な対応が不可能のことから、平成18年度、19年度において、各行政区単位ごとに45回の説明会等を開催し、自主防災組織の重要性を再度住民の方々に説明をさせていただき、ご理解を得てまいったところであります。

その結果として、今年の3月末では、44の行政区で43組織が結成される予定になっております。そして平成20年度末には、来年の3月末には、65の行政区で63の組織が結成される見込みとなっております。

今後におきましては、結成されていない行政区に赴き、課題等を解決しながら、住民のご理解をいただき、自主的な結成に向けていろいろお手伝いを行ってまいりたいと思っております。

また、結成されました自主防災組織につきましても、防災訓練等の実施の際には、計画立案そして資料の提供など、町といたしましては支援・ご協力を申し上げてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今まで、平成20年末では63団体が自主防災組織を結節する予定だと。大変各行政区に出向いて、担当の方々は一生懸命努力しているその姿はわかります。ただ、行政として、今後取り組む中身の中で、国はこういうことにガイドラインを示していると思えます。国のガイドライン、これは、災害要援護者のリストを作成して、緊急時に活用するように国からの指導が来ていると思えます。亘理町では、そのガイドラインに沿った災害時要援護者のリストを作成しているかいなか、その点について伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 具体的な内容ですので、総務課長、担当課長に答弁をいたさせます。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 要援護者の情報の収集と提供につきましては、2通りの考え方があると思います。一つは、関係機関の共有方式です。二つ目は、その要援護者の手挙げの方式になります。それから、三つ目は、その本人の同意を得ることの同意方式と。そういう二通りの方式が、この共有方法であろうかと思えます。

そういう中で、本町では、やはり個人情報保護の問題も含めて、3番目の同意方式で情報の収集とといいますか、要援護者のリストの登録を考えていこうかなど。そのためには、当然、討論に際しましては、やはり自主防災組織の方々、行政区長、民生委員、児童委員、あるいは避難を支援するの方々、その方が1軒1軒回って、その要援護者から同意をもらうと、そういうことによって要援護者の救援・救護活動をしようかなど、そういうふうには基本的には考えております。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） なぜ要援護者リストが重要になってくるかといった場合、先ほど町長が言ったように、町の災害では、町全体に一回には対応できないと。そういうことで、やっぱり地域、地域でそういう必要とする方々に、いち早く状況を前もってわかっていて手早い動きをすれば、それを助けることもできるとか、そういう観点からすれば、要援護者リストを地域の中に備えてあって、その人間はどこが悪いのか、目が見えないのか、足が悪いのか、車いすを使用しているのか、そういう状況を詳しく把握して、自主防災組織が、あそこにはだれが行けばいいんだとか、その辺まで自主防災組織の計画をつくっていかないと、自主防災組織の機能が果たせないということになるので、その自主防災組織をつくって、その自主防災組織が今後どのように地域の中で動くのか、先進地の事例も、今、日本海の方ではいろいろ出ているので、そういう事例を、職員も含めて、自主防災組織の幹部の方々も含めて、そういうのも見聞、実地を見る。または、実際に被災地に行って、どのような動きをしているのかとか、そういうのも見聞する必要があると思うんです。その辺の考え方について伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、鈴木議員、2番目、3番目もイコールのようでございますけれ

ども、この自主防災組織そのものについては、本年度中に63の組織体をつくと。残っているのが76ですから、約10団体だと思います。この10行政区につきましては、例えば鷺屋ですね。18戸の戸数だけなんですよね。そして、ご案内のとおり、鷺屋は面積は広くて点在しているので、果たして組織をつくっても、組織体になるくらい的人数がないという高齢者、あるいは若者は働いている、そういうもろもろの事情があるということでございます。

その場合について私思っているんですけども、蕨と鷺屋が一緒になって組織をつくるとか、榎袋とつくるとか、そういう総合的なエリアでつくっても可能ではなかろうかと思っております。

そして、この自主防災、各地区で組織がされましたら、本年度末までには連合会組織を立ち上げたい。そして、その連合会の立ち上げの際には、改めて地震そのものについての対策のために、大学の先生とか専門的な知識を有する方々の講演、研修会を実施して、新たにこの自主防災組織の効能そして対策について、お互いにディスカッションしながら、大きな地震が来た場合については、そのような体制、さらには要援護そのものについての考え方でございますけれども、それらの名簿、そのものについても、いろいろな資料を使いながら、地域ごと、防災組織ごと、余りほかの分野まで、プライバシーの問題もありますけれども、組織体組織の中でつくることが可能ではなかろうかと、そういうことで、各分野、例えば保健福祉課の身障者の関係、高齢者の関係、あるいは子供たちの、先ほど言われておりますように身障者の方、あと知的の方々、それらを各中での分析をしながら備えつけをし、いざ地震が来た場合、そこに早く駆けつけられるような体制づくり進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 確かに個人情報という高いハードルはあるんですけども、その中で詳細的には、本当に掘り下げた個人情報までいなくても、住所、名前、その人の障害の状況、その程度までの個人情報を共有すれば、個人情報が守られるような、ハードルを超えられるような個人情報を提供できるのではないかと思います。これらについても、地域の中の自主防災組織と、町が持っている情報を共有するような中身でやっていくと、いち早くこういうものも両方がうまいようにかみ合っていて、ハードルが追ってくると思います。この辺についても、今後速やかにやってい

ただきたいと。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま自主防災、行政区単位ごとにやっておりますけれども、それだけではまずいのかなと。企業、互理町内の企業に対しましても、やはり自主防災組織の結成を進めてまいらなければ、やはり企業そのものも、その行政区内に工場等がありますので、その企業の組織体の結成についても働きかけてまいりたいと思っております。つけ加えさせていただきます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） では、少し3問目に入ったんですけれども、先進地の方のところとか入ったんですけれども、ぜひ実際に遭ったところに職員とか幹部の方々が行って、先進事例を習って、今後、互理町もそれにあったよね。どういうふうに動けばいいのか、その辺も参考にさせていただきたいと思います。

あともう一つ、私、防災訓練のあり方を質問しております。

毎年防災訓練、箇所を決めて避難をしております。私も今年参加したんですけれども、長瀨小学校に行きました、9時のサイレンとともに。そのとき、皆行ったんですけれども、その中で一つ不思議に思ったのが、我々防災訓練をしている中で子供がプールに入っていたんですね。学校の子供がプールに。全然意識がないような私は気もします。もし、そういう訓練であれば、子供も参加していただく、学校も参加していただく、その辺の配慮があってもよろしい、その辺の連携ですね。

あと、災害というのはいつ起きるかわからないと。夜中に起きるかもわかりません。そうした場合、夜中はどこに避難するんでしょうか。多分、高波が来て荒浜の堤防を越えていった場合、勤労者体育センターだって波に飲まれるように1階はなる。そうした場合、学校の2階、3階を使うようになるとか、そのような訓練の連携の取り方。

あともう一つは、危険箇所、山崩れ、土砂崩れ、これらの危険箇所も巻き込んだやっぱり訓練のあり方、これらも今後検討していただきたいというふうなことで、総務課長からの答弁でいいです。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま申されたとおりだと思います。

そこで、先週の日曜日、ある行政区に行って、この防災訓練のあり方について質

問されました。と申しますのは、訓練そのもの、避難訓練とかやっているところもありますけれども、その際に、老人だけ、大人だけでなく、やはり子供、小学校、中学校の生徒もぜひ参加させるようにということで要請があれば、そういうことから、やはり防災、いつ来るかわかりませんので、夜でも、あと日中でも来ますので、教育長に対しまして、学校の指導の中で自主防災訓練、例えば行政区単位であっても、それらにぜひ参加するように、学校の学習の中で指導してくださいとお願いをしております。

そういうことから、そういう内容の、要するに老若男女、全部参加して初めてのこの災害対策の一助になるのではなからうかと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） いろいろ長々質問しましたけれども、何せ時間はとまらないと。いつ来るかわからないと。それに対しての備えは、毎日新聞でもテレビでも、その備えに対しての報道は毎日のようにあります。これは、常に我々、行政側でも住民側でも、常に認識をして、その防災意識の高揚に努めるということは大切なことだと思います。それらを皆さんと一緒に、今後とも住民の安全を守るためにやっていくように、行政側の今後の動きもよろしく願いして私の質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時10分といたします。

午後0時15分 休憩

午後1時10分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

15番。安田重行議員、登壇。

〔15番 安田重行君 登壇〕

15番（安田重行君） 15番、安田です。

亘理町民乗合自動車「さざんか号」について。

町民乗合自動車運行事業につきましては、平成17年9月の運行開始以来3年目となりますが、2月6日のオープンしました「わたり温泉鳥の海」の利用者等の状況もあり、順調に運行しているとの報告がございました。

その中でも、路線バスの通っていない地区の方々からの要望があります。それら地区にぜひ路線バスを通してくださいとのことでございます。

そこで、今はいいですけども、今後の利用率を高めるために、より利用しやすい路線の見直しの予定があるのかについて伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

町民乗合自動車「さざんか号」の路線見直しについてでございますけれども、ご案内のとおり、道路運送法の一部改正に伴いまして、「さざんか号」などの公共交通のあり方などを検討する組織として、従来の「亘理町町民乗合自動車運行検討委員会」にかわりまして、「亘理町地域公共交通会議」を設置することについては、前回の議会においても答弁しておるところでございます。

これを踏まえまして、この「亘理町地域公共交通会議」については、今年の2月1日に第1回目の会議を開催したところであり、委員といたしましては、町内のタクシー3事業所よりの代表各1名ずつ、町民または利用者代表として4名、東北運輸局、そして県、町の関係職員合わせて17名の委員による構成となっております。

第1回目については、委員の方々に、「さざんか号」の現状について、事務局であります企画財政課の職員より説明を行い、20年度4月ころに、来月の第2回目以降に、これまで町民及び利用者の方々からの要望事項について、特に路線の見直し等に重点を置き、検討をしていく予定となっております、委員の方々よりご承諾をいただいております。

なお、町当局といたしましては、今後、町の財政状況を勘案しながら路線の見直しを図ってまいりたいと考えております。

議 長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） もし、路線の変更というか、考えるとすれば、追加路線、どの辺の箇所等を検討されるのか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま申し上げましたとおり、組織の変更に伴いまして、今までの委員会にかわる「亘理町地域公共交通会議」、2月1日に開催しただけでございます。そして、先ほど申し上げましたとおり、4月ころに第2回目、今までの町民の方々の利用の問題、路線の問題について、2回目の会議において委員会に諮りま

して、それに基づきまして検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） よろしく会議の方をお願いしたいと思います。

2の利用者が少なければ廃止されると思われませんが、1日に何人以下の利用者であれば廃止の方になるのか伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 廃止する路線については、これまで町民の乗合自動車運行検討委員会でも議論されてまいりましたが、町といたしましては、今後、亘理地域公共交通会議を経て、廃止あるいは存続すべき路線の一定の基準や、その維持方策に関する内容を早期に取りまとめ、皆様方に公表してまいりたいと考えております。

路線存続を求める利用者からの要望があるのも事実であり、町民乗合自動車運行事業の本来の目的であります交通機関の確保を図るとともに、交通弱者の移動手段の確保、さらには交通空白地帯の解消を図るという観点からいたしましても、特に廃止する路線については、慎重に検討しなければならないと考えており、「さざんか号」が今後とも継続的に運営していくためには、バス事業者として非効率的な路線や不採算な路線の改革に取り組んでいくことは、避けては通れない問題であると認識いたしておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 3の「わたり温泉鳥の海」をオープンされて、はや約1カ月ですが、今までに何人くらいの利用客があったか。また、今後、「わたり温泉鳥の海」の利用客を考えたとき、より多くの方々に利用されるように、現在、南部循環線、北部循環線、南北サニータウン線以外の路線を新設するのかについて伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 初めに、「わたり温泉鳥の海」が、ご案内のとおり2月6日にオープンいたし、2月29日まで、二十日間の「わたり温泉鳥の海前停留所」での乗降者についてお答えを申し上げます。

利用者数は、延べ684人で、1日当たりの平均利用者数にしますと約34名で、前年度の同じ月の1日当たりの平均利用者数が約32名で、昨年度と比較しますと2名だけの増であると。今までも利用していた方々も、さらに今回も利用しておるといふことで、ほぼ同じ人数となっております。

そして、現在運行しております荒浜線、南北サニータウン線、高須賀線、北部循環線、南部循環線の5路線につきましては、利用者の方々に、地域の足として定着してまいりましたが、一方では、路線の新設、見直し等を要望されている町民及び利用者の方々もおるのも事実であります。

路線の新設等につきましても、先ほど回答で申し上げましたように、第2回目以降の亶理町地域公共交通会議の中で、委員の皆様からご意見をいただき、本町の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 今は、わたり温泉がオープンしたばかりでございますから、利用客が多いという考えもございます。これが、いずれは客がもし少なくなってきた場合、恐らくそれにおくれたんでは、まずいものと思います。そういった面で、この路線バスの今後ですね。南北の外回り路線バスの運行の考えについて、あるいは南線、北のこういった外回り線、そういった考えなどの増設ですね。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほど来申し上げますところの4月、わたり町地域公共会議の中に、今まで住民の方々から要望のあった箇所、あるいはぜひ運行していただきたい、それらを提示いたしまして、その会議の中で、どのような形になるか。今までの検討委員会ですと、地元亶理町内の検討委員会で行っていただきましたけれども、今回の道路法の一部改正に伴いまして、町民だけでなく、先ほど申し上げたとおり県そして陸運局、そういう組織体になったことから、それらの運行形態の問題、利用度の問題、バスの台数の問題、それらも十分、要するに知識経験の方々がこの会に入っておりますので、その結果を踏まえて見直し、あるいは新しい路線、そういう方向づけがどのようになるのか4月の会議を見てから、そして町民の方々の利便のあるような路線になればいいなと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） この2回目の2月4日の会議の中に織り込んでほしいと思うのは、路線バスのその路線、要するに中路線、例えば新井町、榎袋、鷺屋、蕨、そういった面で集中してわたり温泉への考えについて、これらを強く要望したいものと、このように思うわけです。

なぜかといいますと、やはりそういう地域の方々の声でございます。ひとつ反映

されるようお願いしたいものと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、バス運行の見直しも1回行っております。地域の方々の要望ということで、新たな路線も運行した路線がございます。ここで具体的に申し上げていいのかどうかわかりませけれども、以前、宮城交通が運行しておりました、昔ですね、ハトバラ線ということで、逢隈の小中学校の西から行って、田沢小山線、これについてもぜひ運行してもらいたいと、もともと宮城バスが運行していると。こういうことで1回目の見直しの際で運行したところ、1週間に一人だけ乗ってまいると、そういう結果もあるわけでございます。言葉は悪いんですが、空気を運んで毎日高いガソリンを使いながらと、そういうこともあるわけでございます。

また、今、南線というお話があったわけでございますけれども、昭和50年代ですか、もともとありました亘理から柴町を通過、長瀨を通過、大畑浜を通過、吉田浜の路線、これについても、デマント方式ということで、どこでも乗れる運行バスを要請して実施したところでもございましたけれども、これまた車社会の進歩によりまして、乗る方がないということで、1年、2年ぐらいか、私だけかな、わかるのは、2年間ぐらいですぐ廃止になったということでございます。

そういうことから、私も、先日ある行政区におきまして、亘理地区ですけれども、今の旧4号線だけでなく、東街道の運行もお願いしたいという申し入れがありました。「町長に対する要望だけでなく、皆さん、ぜひ乗ってもらえる方、手を挙げてください」と、私具体的にしたところ、手も挙げなかったようでね。一人だけの要望だった。それでいいのかどうかと。その方はあくまでもわたり温泉に朝の10時ころと帰りの1回、4時ころか3時ころ来るというだけで、それが毎日でないようなんですよね。週に何回通うかどうかわかりませんが、それについては、「今後、この会議の中で検討させていただきます」ということで申し上げます。

そういうことで、要望は要望としていいんですけれども、そうすることによって、ほかの路線の時間帯が変わるといことと、バスの台数をふやさなければならぬ。現在のところ、ご案内のとおり、年間のバス運行、5台の経費そのものについては、人件費を含めて約5,500万円。それに対して収入が1,300万円、4,200万円の持ち出しと。これは、町税の血税でございます。

しかし、これらのバス運行に当たりましては、亘理町が最後であったと。山元町、岩沼さん、名取さんも運行していたと。ただし、亘理町はなぜおくれたかという、これは以前にも申し上げておるとおり、宮城交通の路線バスで亘理駅から荒浜行きバスが黒字路線であるから、民間を圧迫してはだめだという運送法の考えがございましたけれども、その荒浜亘理間についても、赤字路線に転落したことによって、この町民バスの運行ができた。

しかし、今申されたように、財政的な負担がかかるということ、これらについては十分今後も検討すべきではなかろうかと思えます。しかし、交通弱者のためということで考えますと、やはり経費がかかってもそれなりの投資も必要ではなかろうかと思っておりますけれども、最終的には、この亘理町、新たにできましたこの会議におきまして結論を出していただきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） そういった面で、まずもって町長の出身地であった蕨の方からの声がありました。ひとつぜひとも通すことをお願いしたいと、こんなふうでございまして、全然通っていない箇所には、やはり向けるべきではなかろうかと、こういうふうに思うわけでございます。

なぜかといいますと、町民は皆やはり平等でございまして、全然通っていないところは、どうしても通してほしいというのは願いだと思っております。例えば、中泉から今泉、そして高須賀線の路線がない。そして、集中的にわたり温泉へと向けるような路線がないから、結局はそういった方たちの苦情があるわけでございます。そういったことを考えてくださることを2月4日の第2回目の会議の中に織り込んでほしいと。（「4月」の声あり）4月ですね。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

四つ目に入ります。

「わたり温泉鳥の海」の招客を図るために、利用客の足として路線バス「わたり温泉鳥の海」行きに向けて見直しの考え、これは大体似たようなものですが、ひとつ議題として。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほどの質問の中で、蕨地区、鷺屋地区もバス運行してはどうかと

いうことをございますけれども、ちょっと無理ではなかろうかと思っております。

特に、こういう集落地区におきましては、どこの家庭でも3台、あるいは4台、家族全員が持っている自家用車があるようでございます。その時間帯を家族の方々が、ちょっとお手伝いをすればいいのかなと思っております。

私なんかは、私のことを言っては申しわけないんですけども、高校時代は、蕨から、バス路線も全然ないもんですから、岩沼まで8キロ、雨の日も雪の日も嵐の日も毎日自転車、から傘ですね。そういう時代、やはり少しぐらいは苦勞する。あるいは、何でもかんでも町であればいいということでは、これからの行政はそう進むべきではなかろうと。

やはり、この負担の問題、経費の問題、よく言われているのは費用対効果の問題、それらについては、バブル時代ですとそういう可能性はあったんですけども、時代が変わったと、こういうことで、やっぱりきのう議決いただきましたまちづくり基本条例、協働のまちづくり、すなわち町民、議会、町が一体となって、やはり費用対効果などを考えながら進むべきではなかろうかと思っております。

そこで、「わたり温泉鳥の海」の足の確保ということをございますけれども、これらについては、「わたり温泉鳥の海」のマイクロバスを利用しております。あと、小さいの何と言うんだっけ……（「ワゴン」の声あり）ワゴン車2台とを利用しております。現在のところ、その利用度は余り現実には高くないようです。やはり、みずから来る方が多いようでございます。やはりこのバス、マイクロバスについては、10名以上の方々の要望によって運行しておるということをございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 今の町長の答弁ですと、やはり自家用車がある家庭、そしてまた運転できる家庭、これは当然利用しなくてもよろしいんですけども、切なる願いは、やはりその足のない方の願いであって、一人でもそういった面を救ってやるのが行政ではなかろうかと、こんなふうに思うわけでございます。行きたくても足がないと、こういう理由でございます。これらすべては、やはり町民一人一人の願いであります。

現在、バス路線が通っていない地区、これらの声なんですから、ひとつそれに対応してもらおうべく、朝1便、夕方1便ずつ、それもすべて「わたり温泉鳥の海」に

集中して運べる、そういう路線の増発の考えについて伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほども申し上げたとおり、隣近所、合わせてお互いに温泉に行く人たちが共同で利用する、あるいは、こんなことを申し上げています。「議員さん、ボランティアで送っていくとか、そういう協働のまちづくりも、そういうことが必要ではなからうかと思えます。一人のために、どなたのご質問かわかりませんが、要望は要望してわかりますけれども、時間帯の問題、例えばどういう方向で回るかという、今のバスの倍以上の台数が必要ならば、恐らく不可能だと思います。蕨、鷺屋、例えば今泉に行って、あるいは牛袋、そういうところまで行く、そういうことになると、倍の台数でも足りないと思っています。例えば、逢隈、小山、田沢についても、さっき申し上げたところでございますけれども、吉田でいきますと上の方の丘吉田まで行く、あるいは吉田浜の一番須賀畑まで行く、そうすると、そういう結果を生むと思えます。

ただいま議員さんは、蕨とか鷺屋とかいろいろ言いますが、そういう公平の原則ですと、全地域に回らなければならないと。やはり、大きな県道、そして1級町道、2級町道、それらのバスの運行の道路網の内容によって運行しなければならないということから、これらについては、4月の会議におきまして、担当の方から今までの事情の内容について委員会に申し上げ、どのような結果になるかを見守りたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安田重行議員。

15番（安田重行君） 一つそのような4月2日の会議の中に織り込んで、「わたり温泉島の海」を健全運営に持って行ってほしいものだという気持ちの中からのこの議題としておるわけですので、ひとつよろしくお願いを申し上げまして、私からの質問をこれで終了させていただきます。（「議長さんちょっと」の声あり）

町長（齋藤邦男君） 4月2日でないの。4月の第2回目。4月ころの第2回目の会議にお諮りするということです。（「はい、了解しました。以上でございます」の声あり）

議長（岩佐信一君） これをもって安田重行議員の質問を終結いたします。

次に、3番。鞠子幸則議員、登壇。

〔3番 鞠子幸則君 登壇〕

3 番（鞠子幸則君） 3 番、鞠子幸則です。

私は、三つについて一般質問を行います。

まず一つは、農業の振興について、二つ目は、町民の医療と健康を守る施策について、三つ目は、子育て支援についてであります。

まず一つ目、農業の振興について、3 点質問いたします。

まず第 1 点目、第 4 次亶理町総合発展計画に基づく亶理町農業振興地域整備計画に、①農業生産の担い手を幅広く位置づけ、専門的な経営はもとより、兼業、複合経営、高齢者など、その条件に合った生産を大事にすること。②産直や地産地消の取り組みの前進とあわせて、農産加工の開発・普及、地元農産物の学校給食や公共施設などでの給食などの利用、地域の卸・小売店との協力など、生産物の販路を拡大するための努力と共同を広げること。③地域経済、産業政策の柱に農業を位置づけ、加工・利用の地場産業と一体で振興を図ることなどを盛り込んではいかがでしょうかであります。

なお、亶理町の農家戸数は、2000年に 2,020戸が、2005年 1,846戸に減っております。また、農家人口は、2000年 9,812人から2005年 7,278人に減っております。60歳以上の農家人口は、2000年 3,235人、パーセントでは32.9%、2005年 2,440人で、パーセントは若干上がって33.5%になっております。生産農業所得は、亶理町は、2004年 199万 5,000円、宮城県平均は 115万円でありまして、亶理町は県平均よりも多くなっております。また、2005年、亶理町は、生産農業所得は 184万 2,000円、県平均は 106万 4,000円となっており、県平均よりも80万円近く多くなっております。

以上を踏まえて答弁をお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それでは、お答えいたします。

亶理町農業振興地域整備計画については、ご案内のとおり、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づきまして、市町村が今後10カ年以上にわたり総合的な農業振興を計画するもので、亶理町におきましては、平成18年度、19年度、2カ年度でこの整備計画の見直しを行ったところであります。

そこで、第 1 点目の「担い手関係」についてでございますけれども、担い手の育成確保は大変重要な計画で、認定農業者を中核に位置づけ、安定した複合経営を推

進していきます。

また、小規模農家や兼業農家については、地域の合意のもとに集落営農組織を育成し、さらには家族経営協定を促進することにより、女性の認定農業者の拡大を図り、女性及び高齢者を多様な担い手として積極的に就業誘導を行い、安定した農業経営の確立に努めてまいります。

次に、第2点と第3点の「農産物の流通・利用」についてであります。亙理町は豊かで活力のある田園都市として、都市近郊型農業の食料生産基地である地域の特性を生かし、消費者ニーズと販売戦略とに対応できるよう、地産地消の取り組みもあわせ、生産者、生産組織と連動した効果的な集出荷体制を推進し、販路拡大に努めてまいります。

また、本町農業は基幹産業であり、農産加工製品、直売所、観光体験農業への取り組みなど、農業関連産業の創出・育成を図り、就業機会の拡大による農家人口の確保と優良農地の保全を図っておるところでございます。

そして、新しい時代に対応した農業の確立に向け、農業者が安定した所得が得られるよう、各種事業を展開し、農業振興に努めているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この点について1点だけ述べておきます。

国は、品目横断対策ということで、個人では400ヘクタール、北海道は10ヘクタール以上、集落営農は20ヘクタールということで、国の支援を限定するというふうな政策を出しましたけれども、その政策を見直しして、水田畑作経営取得安定対策を始めております。

もちろん、認定農業者を初め、担い手の方々を育成すると同時に、農業をやりたい方については農業をやれるような仕組みをつくる。これは、国も含めて、地方自治体も含めて、つくる必要があるということ述べて次に移ります。

2点目として、町として宮城県の「地産地消の日」にどう取り組むのか。また、「地産地消の宣言」の町を宣言してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど再質問はなかったわけですが、農業を取り巻く環境そのものについては、年々厳しさを増しております。ご案内のとおり、米の生産調整

については昭和45年から始まりまして、昨年の生産調整については、亘理町については 32.22%の生産調整率であったわけでございますけれども、本年度は2.62%増の 34.84ということで、さらに生産調整の割り当てが多く来た。これについては、先日の農業者団体におきまして、農家の方々そして農業団体の方々も、ぜひこの目標達成をお願いをいたしたいということで、本当に苦渋のお願いをしておるわけでございます。

その中で、新聞・テレビ等でご案内のとおり、東北農政局におきましては、「米をつくり過ぎはもったいない」というポスターが掲げられたようでございます。この中でも、先日、県の町村長会議の終了後、農政局の次長さんが参りまして、生産調整について、ぜひご協力をお願いしたいという要請があったわけでございます。

その中で、なぜ宮城県がこんな大きな割り当てに生産調整が出たのかと。ということは、全国で13万トンの米余りするという中で、宮城県が1万 2,000トン、約96%、10%に近い割り当てが宮城県に来ておると。これについてご質問申し上げました。そういう東北農政局、あるいは県の中央会等にもいろいろと異議申し立てをしております。

と申しますのは、宮城県の米そのものについては、市場に販売するのではなく、なぜか私聞いたところによると、政府米ということで国の方におさめると。これは、政府米ですので、販売しないでストック、倉庫に入れておきますので、消費拡大にはなっていないので、宮城県の生産調整の割り当てが高くなっておると。これそのものについては、「農政局を初め、農協団体である中央会のやり方がまずいではなかろうか」と私ははっきりと申し上げておきました。

と申しますのは、宮城県は、農業が基幹産業。亘理町もそう。そういう中で、約10%が宮城県に割り当てる。そして、今まで38年間の生産調整で、宮城県はいずれも目標達成 100%実施しておるわけ。それに対しまして、いろいろとほかの県では、実施しなくとも、自主販売促進をやっておるので消費拡大になっておると。ということから、生産調整の割り当てが少なくなっていると。

私は、随分不満でございますので、農政局、あるいは県に対してもよく言っておりますけれども、いかんせん、やはりこれらについては、農協さん初め中央会の方々には積極的に、この宮城の米そのものについて、ぜひ努力をしてもらわないと、私は、亘理町は基幹産業だと言っても、農業そのものについては、年々米づくりが

できなくなるということで、いかんと思っておるところでございます。

そこで、ただいまの「地産地消の町」を宣言してはどうかということでございますけれども……（「地産地消の県取り組みね」の声あり）はい。そういうことで、地場産品の消費拡大と利用促進については、学校給食や「伊達なわたりまるごとフェア」、先日行われましたけれども、これらを初めとする各種物産展や農産加工団体での産直市などで広く取り組んでまいっておるところでございます。

「地産地消」は、平成17年4月に国において食料・農業・農村基本計画で定められた食料自給率向上に向けた施策であります。地域で生産された農産物を、その地域で消費する活動を通して農業者と消費者を結びつける取り組みで、消費者の食に対する安全・安心の高まりを背景に、地元の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域農業の活性化を図るものでございます。

ご提案の「地産地消の日」並びに「地産地消宣言の町」については、状況を見きわめ、生産者・団体、製造業者・小売り業者などの食材の流通条件・事情等を勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

さらに私、最近思っておることは、「地産地消」だけではだめだと。「地産他消」ほかに売ると。自分ら方で作るのを自分で食べるのはいいんですけれども、「地産他消」、ほかに売ると。「地産他消」という言葉をこれから使うべきではなかろうかと。地元でとれたのを地元だけでは、米の消費拡大にもならないと。ほかに売ること「地産他消」、「地産地消」とあわせまして「地産他消」、それを進めないと米余り、さらには農産物そのものについても、やはり販売拡大には結びつかないのではなかろうかと思っております。

そういうことから、この「地産地消の日」並びに「地産地消宣言の町」についても、そういう中でいろいろと今後検討してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） じゃあ次、3点目に移ります。

「地産地消」の取り組みをより一層進めるため、役場（産業観光課、学務課、学校給食センター、保育所、わたり温泉鳥の海）、児童生徒の保護者、JA、漁協、商工会、消費者などで推進会議（仮称）をつくってはどうかであります。答弁お願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま各事業所の関係の内容そのものについては、もっともだと思います。

そういうことから、今後は消費者と生産者が理解を深めまして、この生産者は地域の消費者に支持されるものをつくる。そして、消費をふやすということが最も大事ではなかろうかと思っております。そして「地産地消」あるいは「地産他消」と申しあげましたけれども、それらの内容について、普及・啓蒙を図ってまいりたいと。

そして、これらの今の内容そのものについても、「推進会議」等については、時期を見ながら、やはり相手方がございますので、今申された農協さん、漁協さん、各種団体ともいろいろと検討してまいらなければならないと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この3点目については、同じ質問を2005年6月議会の一般質問で行っております。そのときの答弁は「十分検討する」というふうな答弁でありましたけれども、この間どういう検討をされたのか、それについて述べていただきたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） そういうことで、「検討する」ということでございましたけれども、やはり団体との会議、あるいは時間的な余裕がなかったのが現実でございます。なぜかというのご案内のとおり、平成18年10月から昨年の11月にかけて「わたり温泉鳥の海」、そういうもろもろの団体との別な、保養センターだけでなくいろいろな事業を展開したということで、そしてのご案内のとおり「地産地消」そのものについても「鳥の海ふれあい市場」もつくらせていただきました。そして利用度が「鳥の海温泉」に近いぐらいの売り上げがあるようでございます。

そういうことから、「推進会議」そのものについては今後検討しますけれども、そういういろいろな条件が重なりまして、その「推進会議」まで至らなかったということ。こちらの仕事があったからできなかったというのは、本当はよくないんですけれども、現実はそのように、産業観光課でお祭りは何度となくある、保養センターの建設計画、あるいはそういうもろもろの事情があったことでおくれたという

ことでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

- 3 番（鞠子幸則君） 毎日発行されている「日本農業新聞」は、土曜日あたりは掲載されないみたいですが、1 ページを使って「食と農のかけはし」ということで、全国の取り組みを紹介しているんですね。私やっぱり、先ほど町長も言いましたけれども、農業のこの危機を打開する一つのかなめになるのが、食の安全と消費者との連帯ですね。「食と農のかけはし」というのが極めて大事だというふうに思いますけれども、その点について、もし答弁あればお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これから「地産地消」あるいは「地産他消」ということでも進めてまいります。しかし、例えば、亘理町で一番食材を使うのが学校給食センターでございます。3,400食、毎日月曜日から金曜日まで行っているんですけれども、材料が一举に、例えばニンジンでもなんでも一举に、通常におさめることができないということ、これらについては、やはり農協さんなどにいろいろと考えてもらえば、おおくま農協さんのふれあいセンター、あれだけでは十分間に合わないわけですよ、現実的には。

そういうことから、この「地産地消」あるいは食の安全そのものについては、本来ですと、JAさんがやるべきだと思っておりますけれども、町としてもお手伝いすることはやぶさかでないということで進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

- 3 番（鞠子幸則君） じゃあ、二つ目に移ります。

二つ目は、町民の医療と健康を守る施策についてであります。

3点質問いたします。

まず第1点目、第5次「宮城県地域医療計画」（案）ですね。まだ案の段階です。2008年度から2012年度が、町民の医療にどう影響するのか。また、岩沼医療圏、岩沼市、名取市、亘理町、山元町を、引き続き第5次「宮城県地域医療計画」（案）に独立して医療圏として位置づけるよう、さらに強力に県に働きかけてはどうかであります。答弁お願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

現在のところ、医療圏が仙台医療圏に包含されても、ほとんど町民への影響は少ないものと考えております。

また、岩沼医療圏存続に向けて、即、2市2町、ただいまお話しのとおり名取、岩沼、山元、亘理での広域的な観点から、昨年12月25日に宮城県知事への存続の要望を提出及び宮城県議会議長に対しましても陳情書を提出いたしましたところでございます。

しかし、「救急医療問題」や「小児科・産科の医師不足」等の問題解決については、この岩沼医療圏内での完結は現実不可能な状況であると、宮城県保健福祉部長からそれぞれの首長に本年1月21日付で、名取市で開催された村井知事との懇談会でお話をいただいたところでもあります。

その理由として、第1に、救急医療では2次救急での病院群輪番制について、参加できる病院が医療圏内では一つの施設しかないこと。その病院においても、休日・祝日の夜間を含めた24時間体制も、すべての救急の受け入れ対応ができない状況であること。

第2点については、「医師確保問題について、全体的な医師不足のため、宮城県を初め、どこの市町村でも同じ状況にあり、大変厳しい環境にあります」という回答でございました。

また、2月12日、岩沼市で開催された第5次「宮城県地域医療計画」、中間案でございますけれども、これに関する懇話会で、医療圏存続について、各医師会・歯科医師会・薬剤師会と行政、町市ですね。消防本部及び岩沼保健所の参加で、医療圏存続問題の話し合いを行いました。懇話会での最終的に意見といたしましては、実現の可能性が薄い選択肢よりも、今問題になっておる救急医療や医師確保が可能な、圏域での住民の視点に立った医療の安全、質の高い医療が受けられる体制の実現に向けて、医療体制の確保が図られる選択をすべきではないかと懇話会での意見がまとまったところでもあります。

本町におきましても、宮城県に対し、仙台市内だけに拠点病院を集中する考えでなく、それぞれの地域の特性が活かされるよう、医療連携体制が図られる医療計画にしてほしい旨を私から強く意見として申し上げたところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 仙台医療圏に包含されても、町民の医療には影響はほとんどないということですが、私は心配しております。今から申し上げます。

この地域医療計画そのものは、2006年の医療関連改革法案に基づいて、法律に基づいて医療計画をつくるというふうになっております。医療費の抑制が大きな柱であって、そのために全国の介護または療養病床を13万床を全廃すると。これは2012年までであります。そして、医療型療養病床の削減というのは、医療費抑制、2012年まで13億円を削減するというのが大きな柱になっております。

宮城県の場合は、2007年4月に3,195床を1,060床削減し、11年度末には2,135床にする計画であります。しかしながら、宮城県は、1人当たりの医療費は23万5,000円であります。全国平均よりも低くなっております。また、病床数、人口10万人対比で1,141.3床でありまして、全国は1,276.9床であります。特に宮城県の場合は療養病床が全国2番目に低い状況にあります。

そうした中で、仙台医療圏は、県人口の62%が集中しており、65歳以上の人口でも52.4%が集中しております。一方で、病院数は、人口10万人当たり5.7であります。県平均は7.1であります。また、病床数も県平均よりも低くなっております。重症患者の救急搬送で、医療機関への受け入れ紹介で、3回以上断られた割合は、2007年ですけれども、県平均が6.2%、仙台消防局が9.1%と、県平均よりも高くなっております。こうした状況で、仙台医療圏に人口が集中している割には、病院はありますけれども、平均しますと、医療サービスは薄くなっていると。

こうした中で、岩沼医療圏を仙台医療圏に包含することによって仙台に一極集中することになって、岩沼、亘理、山元、名取の、救急も含めて医療体制が、今よりも後退しないか私は懸念しておりますけれども、その点についてどうですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま数字的な内容等についてのお話があったわけでございます。しかし、県の先ほどの懇話会の中で、三つほどの条件により、ぜひ仙台医療圏に入れるようにしていただきたいという内容でございます。

以前からも、県に対して要望しておる事項があります。名取にありますがんセンター、ここに一般病棟と第2次医療的な救急医療の関係をつくってもらいたいと。これについては、県の財政から絶対つくれませんという最近の回答がありました。

そういうことからしても、果たしてこの仙台医療圏、あるいは岩沼医療圏と言われても、新たな施設を、だれが病院そのものをつくるのが可能か。町では、どうしてもつくることは不可能だと思っております。

しかしながら、宮城病院ですね、これについては21年、来年度に個人的な民間になると。その際に、昨年ですか、副院長であります方といろいろと協議をしております。宮城病院の病棟あるいは医師の確保、それらについて、亘理町民、山元町民のためにぜひお願いしたいということで話をしたところ、病院そのものについても、改築するような内容で、今度、個人病院になりますので、積極的に町の健診あるいは脳検診とか、それらについても、お互いにやりましょうという心強いお話もあります。それらについて、町といたしましても、ぜひこの宮城病院が来年度から個人病院になることによって、行きやすくなるか、あるいはこの病院そのものもリニューアルするというお話も聞いておりますので、それらについて積極的に進めてまいりたいと。

と同時に、ご案内のとおり、亘理町には随分お医者さん、診療所という形がございますけれども、今まで昔からおりましたお医者さんは地元に住んでおりますけれども、大半がサラリーマン、通勤者でございます。そういうことで、医師会の方にも、ぜひ地元に住所を構えて、地域医療のためにぜひお願いしたいということでございますけれども、やはりお医者さんはお医者さんの住む場所、あるいは子供さんの教育の問題等で、仙台通いの方が多くなっているのが現実でございます。

これについても医師会の中でもお願いもしておりますし、町の医療所、全部仙台に税金として納める。町に税金も全然納めないという状況になっておるので、これらについては、医師の確保はもちろんでございますけれども、医療制度そのものと同時に、お医者さんが医療現場に住んでいただくことも私は視野に入れてお願いしているんですが、なかなか全然。今まで亘理におっても、仙台から通っているお医者さん、昔からやっている方々も仙台から通っているという状況になっておるので、地域医療については、ぜひこれからも医師会に対しましてお願いをしてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この点でもう一点だけ述べさせていただきます。

実は、4次の宮城県の医療計画のときには、岩沼医療圏は独立させたんですね。

そういう経過もあるんでね。その経過があって、その総括がない中で仙台医療圏に含まれることがどうなのかというのがまず1点目。

あともう一つは、この間、1については、亘理のお医者さん、山元町のお医者さん含めて、皆さんに協力して頑張っていたいて、当直医制をとってきているんですね。

第2次についても、南東北病院が輪番制で頑張ってきているんですね。そういう今までの経過があるということ、先ほど町長言いましたけれども、数字的に言いますけれども、亘理町の医科歯科の36のお医者さんのうちで36%しか亘理に在住していないんですね。6割以上は仙台に住んでいるということで、私先ほど言いましたけれども、こういう中で、本当に岩沼医療圏が仙台医療圏に含まれることで、町民の医療が後退しないのか心配していますから、岩沼の市長さん、名取の市長さん、山元の町長さんとも連携をとりながら、もう一回県に要請してはどうでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 何回となく要請しても、県の方では、現実的には無理だと。そして、第4次のこの地域医療計画の中に、岩沼医療圏ということで、私も参画して、ぜひそのようにさせていただいたわけですが、その第4次の計画案そのものについて、何も県ではやっていないというのが現実でございます。

そういうことと、やはり宮城県の財政が赤字に転落おそれがあると。それも、いろいろと事情があるようでございます。長年の県のやっぱり体制づくりが悪かったのかなと私は思っております。そういうことで、この医療圏そのものについてだけでなく、先ほどのJRの駅前のリニューアルの問題でも、本来、県の方で出すべきお金を県では出さないと。全部カット、カットです、県の予算を見ますと。

例えば、道路整備をする場合についての用地協力、用地説明会をやって、不満があると、今までですと、何回となく用地交渉に来ておったのが、一回用地に協力しないと、予算を伴わなくなりますので、そのまま投げておくわけです。そういう財政があるということで、いろいろな部門でそのような内容になっております。

しかし、県の……、ここで県の思案をしてもどうにもならないんですけれども、県の人件費、職員の給与は高いわけですね、国家公務員より。亘理町は、先ほど申し上げたとおり、ラスパイレスが90ぷらぷらというところにありますけれども、基本は102、103と年々変わりますけれども、ラスパイレス指数が変わっていないと。

そして、非常勤の特別職が、議会議員を除く特別職員が、14項目あります。私、県の例規集がありますので見ておりますけれども、例えば選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、各いろいろありますけれども、それらが月給で支給されておるようでございます。1日出勤すると15万円ぐらいになるような月額、そういうのを見直しすべきでなかろうかと。

私も、県の財政課長が、市町村長の会議に際に、県の財政が厳しいのでこういう内容について補助金をカットしますという要請があったわけですがけれども、その際にも私、質問しております。要するに、財政課長に、私が言うのは県の財政をよくするため、そして財政課長がやりやすいようにということで質問させていただくということで、今言った非常勤特別職の報酬が月額になったと。日当にすべきでなかろうかと、いろいろの問題があろうかとは思いますが、亘理町の行財政改革でやれば、県の方の財政なんかまだまだ浮くんではないかと申しております。

議 長（岩佐信一君） 町長、そろそろ本題の方に……。

町 長（齋藤邦男君） はい、わかりました。

そういうことから、これからも健診についても、岩沼医療圏、そして県との対応については、積極的に対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 岩沼医療圏を仙台医療圏から独立させる問題については、ここではなかなか難しいので、別なところでやってみたいと思います。

じゃあ、次に移ります。

（2）です。町として、2008年4月から始まる特定健診、特定保健指導にどう取り組むのかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今年の4月からの医療制度改革による健診・保健指導のやり方が変わります。ご案内のとおりかと思えます。大きな変化として、医療保険者に健診そして保健指導の実施が義務化されました。

また、国が示す指標に到達するかどうかで、平成25年度からの後期高齢者の支援金の額が10%加算減算という措置がなされることとなります。

町としては、ふえ続ける医療費を抑制し、住民の皆さんの健康を守るために健診データ、国保医療費の分析から健康課題を明らかにし、国の示す指標をクリアでき

る計画として「特定健康診査等実施計画」を策定いたしましたところでございます。

まずは、特定健診「受診率の向上」を強化するとともに、検査項目には、国が示す検査項目に、新たに亘理町国保独自の項目を追加して実施いたしたいと思っております。

また、これまでは「要指導者」と指摘された方など、一部の方が保健指導の対象でありましたが、平成20年度からの特定保健指導では、健診受診者全員に生活習慣病のリスクや必要に応じた保健指導を実施してまいりたいと思っております。

亘理町国保では、受診者全員に健診結果の見方と代謝のメカニズムが健診データと結びつくように説明会を実施、生活習慣病の予防を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 亘理町の健康診査の受診率ですね、健康診断の受診率、今年度が32.4%、これを2012年度までに65%にすると。もし達成されなければ、後期高齢者医療支援金、先ほど言いましたね。達成されれば3億 8,700万円、達成されなければ4億 7,300万円、8,600万円の差になるということであります。健診を充実し、予防をすることは当然でありますけれども、健診率の目標を達成しなければ後期高齢者医療への支援金をふやすというのは、何か地方分権の流れに私は逆行しているのではないかと思いますけれども、それはそれとしてお伺いしますけれども、亘理町の受診率が32.4%ですけれども、県の平均の受診率は何%になっていますか。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長、県の方までわかりませんか。ちょっとお待ちください。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 亘理町は、今、議員からお話しのとおり、健診率が32.4%でございますけれども、県の受診率そのものについては、今、数値を持っていないようでございます。鞠子議員がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） これは、町のホームページに載っているんです。2005年ですね。亘理町では、この段階では28.8%ですけれども、宮城県の平均は50.7%です。なぜ宮城県よりもこんなに亘理町の受診率が低いのか、恐らく今の時点でも、宮城県の平均よりも低いはずだと思うんですけれども、その点について、どこが原因なのか述べてください。

町 長（齋藤邦男） 担当課長の方から答弁させます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 受診率の低い要因というか、うちの方で今現在、一括申込書という形で全住民の方から、町民の方から申込書を回収させていただいて、未受診対策をやっているわけですが、回収率が非常に悪いわけでございます。そういうことから、健診対象者の人数というのが正確に把握できないというふうな状況で、どうしても受診された方に対して、この受診対象者の数が把握できない面で、高い数字で割らざるを得ないということから、基本的には低い数字になってしまうということで30%台の数字になると。ほかの町村については、もっともっと絞られている関係で高い受診率を示しているというふうに私の方では理解をさせていただいております。

そういうことから、正しい受診率を今後やるということで、20年度からは、もう少し数字的に正しい数字で受診率が出るかと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今の点についてわかりました。

もう一点だけお願いいたします。

健康診断での保健師さんの役割ですね。どういう役割を果たすのか、これについて述べてください。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この受診率、先ほどの件なんですけれども、亘理町が32.4%というのは、町民全体を見た数字だと思います。そして、県の平均については、恐らく国保加入者だけの数字だから、そのあれがあると思います。ということは、32.4%で低いということは、私、ここでの判断ですけれども、亘理町民はサラリーマンが多くて、会社において1日ドッグとか、そういう健診を受けておる関係上で、この町の健診の受診率が低いのかなと思っております。

例えば、役場職員40歳以上については1日ドッグということで、年1回やっている。その方に対しても、町の方の健診を受診してくださいという通知が来ております。しかし、私にも通知が来ておりますが、そういう1年に2回も健診のために医療費を使うということはいかかなものかということの考え方もございますので、その辺の数字のとらえ方が違うのかなと思っております。

それでは、今の質問について、課長の方から。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 保健師がどういうふうに特定健診の中の保健指導にかかわるかということでございますけれども、20年度からの計画の中では、私の方実施計画書、これは議員の方にも配付したと思っておりますけれども、43ページのところに、保健師5名、基本的には、来年度の保健指導の部分は保健師5名、そしてこの5名では当然 4,000人相当の方々の保健指導に対応できないということから、外部の保健師、これについては全国でもハイレベルの方々を2名、委託契約を結んで対応するというので、2名の確保を現在しております。

そういうことで、7名に特定保健指導を実施できるのは、管理栄養士の資格のある者については対応できるということと、栄養士についても、厚生労働省の一定の研修を受けた場合は対応できるというふうになっていきますので、全体的には、今養成している関係もございまして、総勢で保健師等々で14名の体制で 4,000人ぐらいの保健指導をやっていくという体制になっております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 保健師さんについていえば、2003年から2006年までは、正規で8人でした。しかし、2007年は6人ですね。先ほど委託も含めて7人の保健師さんで体制をとると。そのほかにも管理栄養士さんとか話されましたけれども、私は、2012年まで65%に健診の率を上げるためには、やっぱり正規の保健師さんを、財政が厳しい中でも重点的にもっと配置する必要があるというふうに思っておりますけれども、その点についていかがですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） その保健師の採用そのもの、本年度は正規試験は終わっております。来年に向けて考えてみたいもんだと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） じゃあ、次に3点目に移ります。

2008年4月から始まる後期高齢者医療で、糖尿病、高脂血症、高血圧、認知症などの慢性疾患を抱える75歳以上のお年寄りを、継続的、計画的に診察する開業医（主事医）を一人に限ることで、患者のフリーアクセス（自由に医師や医療機関を選べる）を守るために、町としてどう取り組むのかであります。答弁をお願いいた

します。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまお話のとおり、診療報酬改定に伴いまして、高齢者特有の慢性疾患に関する総合的、継続的な医学管理に対し、「後期高齢者診療料」が新設されました。

患者一人に対して、「主たる慢性疾患を診るところで算定する」こととなりますが、患者はかかりつけ医以外への受診を制限するものではありません。

しかし、同じ疾患名で複数の医療機関を受診すると、医療費が増大するとともに、重複した服薬の弊害等があります。

今後も「かかりつけ医」、お医者さんですね。を持つことの大切さとあわせて、あらゆる機会をとらえて医療機関のかかり方等、啓蒙啓発を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この点について、もう一点だけ質問します。

診療報酬改定、先ほど町長言いましたけれども、診療報酬改定、来年度からは、75歳以上別建てであります。外来、入院、在宅、終末医療、すべて別建てであります。

外来については、医師を一人に限定し、そして検査、画像診断、処置、医学管理すべてを含めて定額 6,000円とするものであります。ですから、患者にとっては医療の制限につながるのではないかというふうなことと、もう一つは、確かに選択制があるんですね。出来高払い制をとることもできるし、新しい診療報酬体系をとることの選択はできますけれども、日本医師会は、将来的には出来高払いはなくなるのではないかという懸念を出しております。

それで1点だけお伺いいたします。

このかかりつけ医、担当医、主事医ですね。いろいろな名称がありますがけれども、医師は4日以上研修が必要です。今、お医者さんは忙しいのに、4日間の研修ができるのかということも懸念されますので、高齢者の医療を守ると同時に、医師会ともこの問題についても今後話し合っていただく必要があると思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長の方からご説明を申し上げます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） この件につきましては、亶理郡の医師会の先生方と、年に最低でも4回以上のいろいろな情報交換なり、懇談会なり、委員会を開かせていただいております。その中で、先生方は、大体最低でも1カ月に1回ぐらいずつ研修をやっておりまして、認定制度になっております、その研修の。それで、我々、保健師、栄養士も、例えば、関係をするような生活習慣病というような場合は、テーマの場合は、行政の方にも声をかけていただいて、先生方と一緒に勉強会に参加させていただいているということで、この話については、おおむね先生方は、かかりつけ医としての研修は、十分単位が取れるんじゃないかなということで、非常に私も参加している中で、参加率が先生方は大変よろしいんでございます。

そういうことで、明日、夜間でございますが、亶理郡の医師会の先生方との事業打ち合わせということがございますので、そこでもその点についてちょっと情報提供いただくように考えておりますので、私が今現在医師会とのいろいろな話し合いの中では、先生方は十分研修をしているというふうに思っております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） じゃあ、次に移ります。

三つ目です。子育て支援についてであります。

3点質問します。

1点目、町として、宮城県の子育て中の家庭が、買い物をするときに割引や特典を受けられる「みやぎっ子育て家庭応援カード」に町としてどう取り組むのかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この事業につきましては、さきに宮城県から参加の意向等についての照会があったところでございます。本町といたしましては、「参加する」ということで回答をいたしたところでございます。

今後は、県のスケジュールに従い、広報紙への記事掲載やチラシの配布、ポスターの掲示等により住民に周知してまいりたいと考えております。

また、対象世帯へのカード配布方法としては、町内の保育所、児童館、幼稚園、認可外保育施設、小・中学校を通して配布と、未就学児で在宅の場合は、子育て支

援事業利用時または保健福祉課・各支所の窓口での配布、母子健康手帳発行時や出生届出の際に配布を考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） じゃあ、次に移ります。

学童保育（放課後児童クラブについて、①対象児童、②適正規模、③保育時間、④施設・設備、⑤広さの基準、⑥指導員の配置基準、⑦保護者の参画・協力・連携、⑧子供に保障すべき内容、⑨子供の把握と記録・保育計画、⑩関係機関との連携などを盛り込んだ設置運営基準をつくってはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これまでは、平成11年の3月告示の亘理町放課後児童健全育成事業実施要綱の中で対象児童や利用時間を定めて運営してまいったところであります。

また、保護者の参画・協力や関係機関等との連携については、文書化しないまでも、既に取り組んでおるといふことでご理解願いたいと思います。

ほかの適正規模、広さの基準、指導員の配置等にかかわる内容については、児童福祉施設の主任クラスの職員がプロジェクトチームを組み、平成18年度から2カ年にわたり、望ましい児童クラブ施設という観点で検討をしてまいったところあります。

そこで、具体的に申し上げますと、第1点目の対象児童は、ご承知のとおり、保護者が、就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までを原則とし、さらには、障害児とその他健全育成上指導が必要と認められる児童は6年生までとなっております。

次の第2点目、適正規模は、1クラスおおむね40人から45人程度と考えております。

3点目、保育時間は、平日、下校時から18時まで、土曜日は、8時15分から17時まで、夏休みなどの長期休業日は、8時15分から18時までとなっております。

4点目は、施設・設備面では、子供が家庭にかわる「生活の場」として過ごすので、児童クラブであるということ踏まえ、安全・衛生に配慮し、子供が安定して日々の生活を送ることができる施設であることが必要であります。

第5点目、広さの基準として、児童1人当たりおおむね1.65平米以上の面積が望

ましいと考えております。

6点目、指導員の配置としては、正職員二人と、利用児童数に応じた臨時・パートの職員を考えております。臨時・パートであっても、保育士や教員等の有資格者が望ましいと考えております。

第7点目は、保護者の参画・協力・連携につきましては、従来から保護者会、母親クラブがございますので、児童クラブ運営や各種行事の際には協力をいただいております。今後も継続してお願いをしまいたいと思っております。

8点目、子供に保障すべき内容ですが、常日ごろから事故やけがの防止に努めてまいりますが、万が一事故等が発生した場合は、速やかに適切な処置を講ずるものであります。また、入会時には、傷害保険に加入していただいております。

9点目、子供の把握と記録・保育計画については、当然お子様を預かる場合である以上、一人一人の子供の状況把握をしながら、日々の保育活動を行っております。

また、日誌の作成を通じ、子供たちの生活状況を管理しており、保育計画は、保育所ほどの日案、週案、月案といった細かい計画の作成はしておりませんが、月々の計画、毎月ですね、あるいは年間計画を作成し、活動を組み立てております。

10点目、関係機関との連携ですが、児童クラブの役割から、当然関係機関との連携は必要不可欠であると思っております。

特に子供の学校からの安定した生活の連続性を確保するために、学校との連携は積極的に図らなければなりません。そのほかにも保育所、幼稚園、そして地域との連携が最も重要ではなかろうかと思っております。

これまでも学校・保育所・保健師等とは常に連絡を取り合い、子供の健全育成に努めてまいりましたが、引き続き今後も連携強化を図ってまいりたいと思っております。

ご指摘の設置運営基準につきましても、これまで取り組んできた内容や検討してきた事柄を踏まえ、平成19年10月に国で策定した「放課後児童クラブガイドライン」を参考にしながら、町といたしましても、ガイドラインに沿った内容にまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 厚生労働省は、ガイドラインをようやくつくりました。しかし、ガイドラインそのものは、拘束力はないということだけ申し上げて、まず適正規模で、

2007年の4月1日時点でのいわゆる待機児童は、それぞれのクラブで何人いますか。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長の方から。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 待機の児童でございますが、全体で7名でございます。該当するところだけで、亘理地区が6名、あと吉田小学校学区が1名でございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） この点については、私の考えを述べて次に移りますけれども、適正規模については、国は、最大で70人以下というふうになっておりますけれども、適正規模は、原則として40人。40人を超えた場合には2カ所に分けるということですね。あともう一つ、広さの基準、国はガイドラインで望ましいのは1.65平米、1人当たり1.98平米にする必要があると。指導員の配置基準ですけれども、原則として、常勤で常時複数の配置と。30人まで2名、40人まで3人と。国の基準は、児童福祉施設最低基準ですから、3歳から5歳までが20人に1人というふうになっております。

もう一点だけお伺いしますけれども、8時間の臨時職員も採用されておりますけれども、実際に働いている方々の臨時職員の賃金について、今後どうされるのか、その点についてお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 臨時職員の賃金の問題につきましては、総務課の方とも企画財政課の方とも協議をさせていただいて、町長の方の了解も得て、若干だけ今回の当初の予算に反映させていただいたという状況でございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） じゃあ、3点目に移ります。

子供医療費助成です。乳幼児医療費助成を段階的に、小学校卒業まで拡大してはどうか。また、所得制限をなくしてはどうかであります。答弁お願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 乳幼児医療助成制度については、宮城県の単独事業として、外来は3歳未満まで、入院は就学前までの自己負担分を県と町が折半で負担し、助成をしております。

さらに亘理町といたしましては、県の助成対象外となっている3歳から就学前までの外来についても、町単独で助成をしております。

平成18年度の実績で申し上げますと、町負担は4,762万5,000円で、そのうち3歳から就学前までの外来の町単独助成分は3,471万円となっております。

医療費は年々増加しており、小学校卒業までの拡大については、町単独では財政がさらに厳しくなるという状況でございますので、今のところ考えていないということでご理解願います。

また、医療費の助成は、低所得世帯の負担を軽減し、乳幼児の医療を確保することを目的としており、所得制限の撤廃についても、町単独ではさらに厳しい状況であります。

なお、平成20年4月から、就学前までの一部負担金を3割から2割に引き下げることにより、負担軽減が図られております。

今後も少子化対策の抜本的施策として、国及び県に医療費助成の引き上げをぜひお願いしたいということで要望して、町だけでなく、やはり国・県、それらの助成制度の引き上げを要望しなければ、この医療費、あるいは関係で大変な財政運営が強いられると思っておりますので、今後とも積極的に国・県に対して引き上げを要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 亘理町は、先ほど町長言いましたけれども、小学校就学前まで、外来・入院ともに無料であります。これは2001年10月1日から始まっております。この時点では、亘理町は先進的な町であります。と同時に、2007年4月1日、県内36市町村で、亘理町と同じ水準、就学前まで入院・外来とも無料の自治体は、石巻、角田、登米、栗原、東松島、丸森、山元、大郷、美里、女川、11自治体であります。また、亘理町よりも上回っている自治体は七ヶ宿、子供さんが少ないということもありますけれども。入院・外来とも中学校卒業までは、同じく大和、色麻。涌谷は入院・外来とも小学校卒業までの4自治体であります。大衡村は、高校卒業までですけれども、外来は3歳未満であります。2008年、来年度から岩沼市、名取市も、ようやく亘理町と、ちょっと変ですけれども、同じ水準に、失礼ですけれどもなったという形であります。

こういう県内の状況です。自治体で、財政が厳しい中でも拡大する動きが出てい

ると、こういう動きはどういうふうに見ていますか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 亶理町については、今、鞠子議員からお話しのとおり、平成14年度からこの就学前まで取り上げたということで、先進的な町であるということで、今各町村のお話があったわけでございます。

そういう中で、お隣の岩沼さんもことしから、（「来年度ね」の声あり）来年度から、20年から採用すると。やはり、隣の町でやると、追いつけ、追い越せという考え方、しかし、6年も前に亶理町でやっておったわけでございますけれども、やはり、これらについても少子化対策の一助という考え方に、岩沼市さんの方で思ったのではなかろうかと思っております。

そういうことで、お互いに少子化時代でございますので、できれば、先ほど中学校までとか、そのように進めたいんですけれども、先ほどの額で申し上げますと、膨大な財源がかかるということでございますので、きのうから、あときょうもお話がありましたとおり、ほかの分野については、やはりきのう議決いただいたまちづくり基本条例に基づきまして、協働、町民そして議会、町一体となって、先ほど午前中のお話にも学校の業務員、鈴木議員から話あったわけでございますけれども、教育長の答弁では、草刈りとか、あるいは植木の手入れ、そういうものも必要だというけれども、これらについては、学校のPTAあるいは地域の方々に、これからぜひお願いしたいなと思っております。以前ですと、そういうことは地域のPTA、あるいは地域の植木をやっている技術のある方が率先してやっておったわけでございます。どこの学校でもそういうことに、今まで……。20年前に戻すべきではなかろうかと私は思っております。

そういうことから、まちづくり条例も制定をさせて協働のまちづくりと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。そういう財源を削りながら、こっちの医療、子供の方に向けてまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 18年度、2006年度の実績で、先ほど3歳未満とか、就学前までと言われましたけれども、外来・入院、どのくらいになっていますか、金額は。

町 長（齋藤邦男君） どうぞ、担当課長。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 3歳未満の入院と……（「トータルでいいです、就学前まで」の声あり）就学前までのトータルが6,053万円9,000円でございます。以上です。

（「入院と外来」の声あり）入院と外来を分けるんですか。入院分でございますが総額で857万円でございます。あと残りが……（「残りはいいいです」の声あり）

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 残りの約5,100万円ぐらいが外来ですね。外来が85%を占めているんですね。入院が15%ということで、お金はかかりますけれども、入院はそんなにお金がかかるわけではないので、段階的に今よりも前進することができないかどうか、その点についてだけ答弁お願いいたします、まず。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについても、やはりほかの、行政は医療だけでなく、各分野のバランスシート、すなわち各行政があるわけでございます。それらと調整をしてみなければ、今、前向きに検討するとかということではなく、やはり学校の問題、福祉の問題、道路網の問題、いろいろとありますので、それらを財政的な内容を十分検討しなければならないと思っております。

そういうことで回答にならないと思えますけれども、そういうことで答弁とさせていただきます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 所得制限について、どういう基準で所得制限を行っているんですか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） この基準につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ここでは答弁を控えさせていただきます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） じゃあ、後でお願いいたします。

もう一点だけです。

所得制限ですね。2007年4月1日現在で、所得制限にかかった人は、社保で何人、国保で何人いますか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長も資料を持ち合わせておりませんので、その際には、通告

に、こういう内容だということをお知らせすれば、すぐその内容をご回答できると思いますので、よろしくをお願いします。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 最後になります。

所得制限される方は85人なんですね。全体の 4.9%、この方が所得制限を外してどのくらい医療費がかかるようになるのかまず第1点目。

もう一点目は、富谷町は所得制限をなくしました。ただし、富谷町の場合は、入院が就学前まで、外来が4歳未満というふうに、県のよりも若干進んでいますけれども、富谷町は、要するに少子化対策ということで、所得制限をなくしたということになっております。その点について、もう一回答弁をお願いして終わります。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの富谷町ということでの所得制限をなくしたと。富谷町そのものの人口は、現在県内第1の人口、4万4,000ぐらいの人口になっています。そして、仙台のすぐ隣ということで、サラリーマン世帯が98%ぐらい。農家はないので、この国保加入者、あるいはそういう内容についてはわかりかねますけれども、果たしてどのくらいの該当者がいるか。亘理町の場合には85人と言いましたよね。果たして富谷町さんが何人いるものか。あるいは、85人の中でも、その85人そのものが健康である、あるいは病気がちである、いろいろ条件があろうと思いますので、その内容については、数字がわかりかねますので、後で担当の方から後日ということになりますけれども、先ほどの内容とあわせてご報告申し上げたいと思います。以上でございます。（「はい、終わります」の声あり）

議 長（岩佐信一君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は3時10分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

議 長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

13番。山本久人議員、登壇。

〔13番 山本久人君 登壇〕

13番（山本久人君） 13番山本久人です。

簡単に1問、町立学校の教育についてさせていただきます。

まず、推薦入学志願者面接等がさきの1月31日に行われまして、推薦入学合格発表が2月7日にあったんですけれども、平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る推薦入試合格状況について、結果はどうであったのかをお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育行政関連でございますので、教育長に答弁をさせます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 高校の推薦入試の合格状況ということでございますけれども、初めに、現在の推薦入試について若干お話しいたしますと、各中学校では、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に沿うとともに、これまでのそれぞれの生徒の実績や経験をもとに、本人及び保護者にも十分説明した上で、希望の高等学校に推薦しているものであり、各中学校から推薦する人数の制限はありません。つまり、原則として、希望すれば当然に受験できるというものでございます。

また、これまでの「入れる学校」から「入りたい学校」を中心に、本人及び保護者との話し合いをするようにしているところです。

そして、各公立高等学校では、作文・面接試験の結果と受験生個人の学力能力ほか、部活動、生徒会活動などの日ごろの生活態度により、総合的に判断して合否を決定しているものです。

次に、その受験結果ですが、町内4中学校の推薦の受験者人数は166人で、合格者数は128人でした。

なお、中学校ごとの合格者数については、個人のプライバシーにかかわるおそれがありますので、答弁は控えさせていただきますと存じます。

各中学校、わけても担当の教師は、受験生各人が希望する高等学校に一人でも多く入学できるよう、最大限の努力をしておりますことをご理解いただきたいと思います。以上で終わります。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 今、教育長のご答弁で、私、学習塾を経営しております、ちょうど学習塾経営を初めてときに推薦入試制度がスタートいたしまして、今、多分14年から15年くらいたっていると思うんですけれども、どうも各中学校間に合格者のばら

つきがあると。詳しい数字、自分で調べれば済むことなんで、あえて教育長にお尋ねすることはいたしません。

今、亘理郡内4中学校で166名が受験して128名と。この数字をいただきましたので、ちょっと県の数字と比較させていただきますと、県の方では、中学校の卒業予定者数、これが2万2,970名ということで、中学3年生の数が2万2,970と推薦合格者数が4,658名ということで20.3%、県内全中3生の中で大体5人に一人ぐらいが合格しているんだと。

これを、今の亘理町の数字はどうかということ、いい数字をいただけたんで比較しますと、亘理町の中3生が325名、これは平成19年度の教育要覧なんで、多分最新ではなにしても、そんなに古い数字ではないです。325名、この2割というと65名なので、大幅に町内の中学生の合格率はいいと、2倍ぐらいの合格率を出しているんじゃないかということで、数字を聞いて安心しました。

ただし、教育長、先ほど答弁された、希望すれば当然だれでも受験できるという制度には、各中学校そういう制度には、中学校間にばらつきはあるにせよ、そういう制度にはなっていないようです。

あと、推薦合格すればいい、合格率が高ければいい、低ければ悪いというものではないんですね。なぜかということ、2月7日にこの子たちは合格が決まっちゃって、お祭り騒ぎになっちゃうと。クラスの大半が合格しちゃうと、今度は、実はきょう、宮城県高校入試の一般入試の受験日で、わざわざ私、この日に合わせて一般質問をしているわけではないんですけども、やっぱり1カ月も差があるというのは、これは県の制度なんで教育長にご答弁いただく必要はないんですけども、高ければいいという数字でもない、でも、低過ぎないいい数字、理想的な数字なのかなということで安心しました。

それで、次に移らせていただきます。

2番目、町内の学校に休みがちな教師がいると。これは、私の方の塾の生徒さんから、「ここまでやっているよね」と、「ここやろうね」と皆でやろうとしたら、ある中学校の生徒さんから、「まだやっていないんだ」と。「何で」と聞いたら、「先生が来ないんだ」と。こういう話を聞いたもんですから、去年の暮れぐらいなんですけれども、これは実態はどうかと、どう対処しているのかということをお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 休みがちな教師の実態ということですが、確かに数人はおります。どこの学校で、だれがというわけにも、個人のプライバシーにかかわる問題で、詳細にはできませんが、数人がいて、その児童生徒というか、子供たちが困っていることは確かですし、保護者も心配していることも承知しております。

でも、最初から病気になる先生を互理町に配置したわけではありませぬので、偶然にそうなったということになって、困ったなと思っているんですけれども、その対応につきましては、1番目、長期にわたり病気休暇等で休む教師がいる場合には、宮城県教育委員会に、ここでは仙台ですけれども、仙台教育事務所に申請し、代替の講師を任用して対応しております。

また、突発的に1日あるいは数日休む教師がいる場合には、教頭、教務主任等が臨時にかわって授業を行い、対処しております。中学校の場合は教科担任制でございますので、その教科の免許を持つ他の教師が臨時に対応しております。

なお、教師が病気、けがをしたときは、まず休んでじっくりと治すことが先決でありますということをその教師にお話しするよう、校長に指導しているところでございます。ちょっと休んでなくて長く休んで、そうすれば、代替講師も長く働けるということでもいいんですけれども、短い時間ですとそういう講師もなかなか来ないということになります。

それから、校長会とか教頭会で、休んでからの対処だけではなくて、日ごろ、どこの職場でもこのごろふえているんですけれども、先生方の調子はどうであるかというのを常に見て、そして適切な言葉がけなどを通して、相談に乗ってやったり、一人で悩むことが多くないようにしてほしいと指導しているところです。そうやって子供の授業を確保したり、保護者の方に心配をいただかないようにしているところです。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 私が聞いた話ですと、休みがちな教師には、とりあえず2種類いまして、3カ月ぐらい休んで少し来る、また3カ月休む。それと、ある日突然休む。何の前触れもなく、ある日突然休む。そして、また復帰してきたと思ったら、またある日突然休む。この2種類あると思うんですけれども、実態として、町内のある

小学校、中学校、具体的な校名は要りません。町内全体の小中学校で、こういった休みがちな教師というものの、教育長が把握しているだけで、数字で構いませんので、どうぞ答弁よろしくをお願いします。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 数字というのは、先ほど数人おりますと。数人というのは四、五人ということになるかと思えますけれども、そのくらいおります。

それから、突発的に休むとかという人よりは、よくよく調べてみますと、やはり生まれつきというと変ですけれども、運動が得意とか、何かが得意だというように、病気がちというか、そういう素質を持っているようです。

それが異動になる場合には、ちゃんと治ったとか、大丈夫だというようなことで来ているようです。私は、人事権というのは、各町内の先生方の希望を聞いて、そして、「この先生はどこかに行きたいそうですよ」と県にお話しできるんですが、町内のことはわかるんですけれども、町外から来る方についてはわからないんですよ。そして、出す方というか、例えば名取市か岩沼市でもいいんですが、来るときには、「この先生、大丈夫だから」と言ってよこすんですが、現実はそのなんです。そうやって来るんで、その大丈夫でいいなと思っているところが、突然というか、その病気が発症するという例が多いようです。

ですから、長く休んで、その間に別な先生にちゃんと教えていただくのが一番いいんですけれども、「ゆっくり休んだらいいんじゃないですか」と校長を通して言ってもらうんですが、それ以上のことはなかなか言えないので、私としては、そういう病気が発生した場合には、直ちに県の方にお話しして、新しい先生を派遣してもらうような手続をしているところです。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 亶理町が、そういった先生の受け皿になってはいけないと私思うんですね。やっぱり、何でこの質問をこの時期にやったかという、ちょうどやっぱり人事異動の季節なんで、教育長には人事権はないにしても、何とかお引き取り願うというか、お帰りいただくと。多分、町内の教師で、こういうことをする先生はいないと私は確信があります。亶理町民がそういうことはしないだろうと。

特にですね、小規模の学校でこれをやられると、1教科一人しかいない。こういう経験へは私ないんですね。教育長も恐らくこういう経験はないと。教育長が子供

の時代もそういう経験はないし、教育長が教鞭をとられていた間もこういう経験はない。私も、小学校、中学校を通しまして、学校の先生が突然来なくなるなんていうのはない。

私も小さな零細学習塾をやらせていただいておりますけれども、自分自身で休みたくなったから、行きたくないから休むということもないです。やっぱり学校の先生というのは、皆さん公務員だと思いますので、公務員になるのは難関な試験、倍率何十倍、何百倍という試験を突破されて、町内の生徒さんを指導していただいていると。そういう中で、まさかそんなことがあるのかというふうに、あつてはいけないことだと思うんです。

こういう、ほかでだめだったのを亘理町によこされては、やっぱり町民は困るし、12月議会で島田議員が全国一斉学力調査について質問されましたけれども、そのときに、亘理町の平均は県内の平均を下回りましたよと。県の平均が全国平均を下回って、さらに亘理町がその下なのかと。これでは、やっぱり教育環境はよくない町なんだなというふうに誤解されてしまいかねない。そのために、やっぱりしっかりとした対応を、教育長自身ができることには限界があるかと思うんですけれども、しっかりした対応をお願いしたいと思います。

次に移らせて頂きます。

学校教育に係る情報公開のあり方をどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 情報公開につきましては、亘理町情報公開条例の規定により行うものでございます。

なお、保護者初め一般の方々に対する『学校からの情報提供』については、今後とも積極的に進めていくことが大切だと思っております。しかし、その内容は、あくまでも「学校運営に役立つもの」、「家庭において必要とするもの」、「地域にとって有益なもの」ということになるかと思えます。

なお、一つとして個人のプライバシーにかかわるおそれがあるもの。2番目に学校全体の情報でも、その学校、教師に対する信頼感を失うおそれがあるもの。教師のやる気を失うおそれのあるもの。三つ目として混乱とかトラブルの原因になるおそれのあるもの。特定の人に不利益を及ぼすおそれがあるものなどについては個々

に熟慮の上、対応しなければならないと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） もう少し情報を出していただきたいといいますか、例えば、各中学校ごとに推薦入試、この中学校はこのぐらいだったよという数字が出ても、私はこの時代、おかしくはないと思うんです。これは、単純に、各中学校の校長先生にお聞きすれば済むことなんで、あえてこの場ではお聞きしませんけれども、今の時代、やっぱりそういう数字、数字だけが確かにひとり歩きしてしまうというおそれもあるかとは思いますが、やっぱり、文部科学省が、平成14年ぐらいに学校評価ガイドラインというものを策定しまして、学校は教育委員会だけじゃなくて、地域の皆のものだよということで、皆から一定の評価をいただきましょうということでない、やっぱり学校教育で、例えば悪い数字が出たとしても、それは教育委員会だけのせいではないですし、学校の先生だけのせいではない。家庭に原因があるのかもしれないですし、環境が悪いのかもしれない。

ただ、やっぱりそういう数字を今後、互理町には情報公開条例というのが平成13年に制定された。さらに、きのうですか、まちづくり基本条例というのが4月1日施行ということで、町の保有する情報はすべてもう出さなくちゃならないよということを議会でも承認した。

やっぱり、いろんないじめや体罰、あって当然だと思うんです。いじめは、やっぱりあるんですね。塾生のお話を聞くと、いじめ、何かあの子……。ただ、ひどいいじめか、そうでないいじめかは別にしまして、あと、やっぱりちょっと、これおかしいなという体罰もありました。それは教育長の耳には多分入っていないことだとは思いますが、いろんな意味で、今までは出しやすい情報だけ何となく出してきたんじゃないかなと。

でも、これからは、出しやすい情報だけではなくて、出しにくい情報も、この数字出したくないなという情報も、出していかなくちゃならないようなふうに、まちづくり基本条例なんていうのは、まるっきりそのとおりのことだと思うんです。きのう、企画財政課長の方からご答弁あったように、個人情報にかかわるものは出せないよ。あと、政策策定段階のもので、これを出すと何か不利益が生じるようなものは出せない。でも、それ以外のものはどんどん出すんだということなものですから、その点、教育長、今後4月1日以降、どういうふうにするのか、その点、

ご答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 今回の数字をどんどん出してほしいというお話がありましたが、例えば、先日の学力検査の結果についても、それは各学校ではわかっているんですけども、それは今後の指導に生かすという文部科学省の趣旨で、ほかの国、それから県とかと比べて、この辺が落ちているから、皆で来年度から、今すぐでもいいんですが、注意して指導していこうやというようなこと、それから、推薦合格の場合には、具体的に亘理中学校で何人、荒浜中学校で何人というのはわかりますけれども、公開することによって、出す方は簡単といえば簡単なんですが、受け取る人がどのように判断するかというところもある程度考えていかないと、先ほども言いましたように、学校関係では、先生方が、「おらたち、こんなに一生懸命やっているのに、教育委員会のせいでやる気なくしたわ」と言われると大変困るんです。

ですから、その辺あたりも、今後になりますけれども、教育委員会の考え、そのほか校長会、教頭会の現場の管理職の先生方の意見を聞きながら、もし、公開しなくちゃならない段階が出てきたときには、単なる教育委員会ではぱっとやるんでなくて、その後の状況を見きわめながらやっていくのが大事なのではないかなと思っています。

そういう情報公開なり、あといろんなところがありますけれども、教育委員会と各現場の先生と話し合いをもっともっと深めながらやっていくのが、町の公教育を向上させるのに大事なことだと思っています。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 平成22年度入試から、宮城県は全県1学区ということで、ここから松島だろうが塩釜だろうが気仙沼だろうが、どこの高校でも受けられるよということになります。来年、再来年の入試なんですけれども、それに絡みまして、今度、推薦制度も廃止されるんだよなんていう悪質なデマも流れ飛んでいると。やっぱり、あと2年たったら全県1学区なんだよというのは、県の方ではしっかりアピールされていると思うんですけれども、教育長もいろんな場面でそういう周知、ただし推薦制度は残りますよとか、そういう感じを出していただければなど。

当然、このことについては、教育長は別に出してもあれだと思うんですけれども、数字がひとり歩きしてしまうとか、出す側がコントロールできない時代になる

のかなと、今後は、出しくなくとも。出してどうなるかというのはわからないのかなと私は思います。ただ単に、推薦制度の合格率が高いだけでいい中学校と言えるのかどうか、それはわかりません。やっぱり出してみないとわからないということもありますので、積極的な情報公開をお願いしたいということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（岩佐信一君） これをもって山本久人議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の一般質問は通告6番までとし、通告7番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたします。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時37分 延会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐信一

署名議員 高野孝一

署名議員 宍戸秀正